



北本市一般廃棄物処理基本計画 (第3次計画)

平成21(2009)年3月

北 本 市

目次

第1章	計画の基本的事項	1
	1 計画の趣旨と目的	2
	2 計画の背景	3
	3 計画の位置付けと期間	5
	4 計画の基本的な考え	6
	5 計画の対象	7
	6 計画の担い手	7
	7 北本市の概要	8
第2章	ごみ処理基本計画	11
	1節 ごみ処理の現状と見込み	12
	1 ごみ処理広域化	12
	2 ごみ処理体制	12
	3 収集・運搬システム	17
	4 中間処理及び資源化システム	18
	5 最終処分システム	18
	6 ごみ量	20
	7 ごみ処理費用	28
	8 適正処理と3Rの推進	28
	2節 ごみ処理の基本方針と目標	32
	1 目標像と基本方針	32
	2 目標	35
	3節 ごみ処理の課題と施策	37
	1 ごみの適正な処理	37
	2 ごみの発生抑制（リデュース）と再利用（リユース）	39
	3 資源化（リサイクル）	41
	4 災害廃棄物への対応	44
	5 連携体制の確立	45

3Rとは、次の言葉の頭文字をとった標語です。

Reduce；リデュース、ごみ自体を作らない、そして出さないこと。

Reuse；リユース、一度使い終わったものを、洗ったり、修理をしたりすることで、何度も繰り返し使うこと。

Recycle；リサイクル、ごみとなったものを原材料等に再資源化すること。

第3章	生活排水処理基本計画	47
1節	生活排水処理の現状と見込み	48
1	生活排水処理の背景	48
2	生活排水処理施設の整備状況	51
3	下水道の計画	52
4	し尿・浄化槽汚泥の処理	53
2節	生活排水処理の基本方針と目標	54
1	基本方針	54
2	目標	55
3節	生活排水処理の課題と施策	56
1	生活排水処理施設の整備	56
2	し尿・浄化槽汚泥の適正処理	57
3	排出段階での汚濁防止	58
参考資料		59
1	策定経過	60
2	北本市廃棄物減量等推進審議会	64
3	用語解説	66
4	将来推計	70

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨と目的

北本市一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理行政の推進と生活環境の向上を図るための基本計画として、「廃棄物循環型社会の構築」を目指し、平成 8（1996）年度からの第 1 次計画に引き続き、平成 13（2001）年度からは第 2 次計画が推進されてきました。しかしながらその間にも、私たちの社会における大量生産、大量消費、大量廃棄が拡大し続け、それらがもたらす様々な弊害が一層顕著になってきています。

そのような問題に対して、日本を含めた世界の先進国を中心に世界中で循環型社会の構築が急務とされ、国内では廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）の改正に留まらず、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年制定）を始めとした新たな政策がいくつも実施されてきました。加えて人口や生活様式、地方行政の仕組みなど、住民や地域の姿も大きく変わってきていることなどから、社会の変化に対応した新たな基本計画を策定することとなりました。

一般廃棄物（以下「ごみ」という）の処理における市の最大の役割である収集運搬については「北本市分別収集計画」を策定し、3 年毎の見直しを行ってきています。最も近いところでは第 5 期の計画期間が平成 20 年 4 月から始まっており、特に容器包装廃棄物の 3R に焦点を当てた内容となっています。本市のごみ減量化とリサイクルは、県平均及び全国平均と比べて良い実績を上げてきていますが、今後も一層の努力が求められるといえます。また、埼玉中部環境センターの老朽化、選別やリサイクルにかかる費用といったことから、ごみ減量は今後も大きな課題であるといえます。

もやせるごみ及び粗大ごみの中間処理と最終処分に関しては、埼玉中部環境保全組合（本市、鴻巣市、吉見町が構成）が担っていることから、同組合を中心とした連携が不可欠となっています。

在宅医療からの廃棄物や災害廃棄物の処理は、近年の社会情勢や出来事を背景に浮かび上がってきた課題といえます。

生活排水処理に関しては、宅地の広がりや人口密度に応じた効率的な施設配置が求められることから、下水道及び浄化槽の状況、開発と都市計画の方向、今後の下水道整備の見通しが要点となります。本市の下水道は荒川左岸北部流域下水道に属

しています。同流域関連市町村には本市のほか熊谷市、行田市、鴻巣市、桶川市があり、元荒川水循環センター（桶川市）が終末処理場です。し尿・浄化槽汚泥は、北本地区衛生組合（本市、鴻巣市、菖蒲町、吉見町が構成）のクリーンセンターあさひ（北本市朝日）において中間処理を行っています。

これらの状況を踏まえ、市政におけるごみ処理及び生活排水処理の基本的な考え方や方向性を明らかにすることを目的として、北本市一般廃棄物処理基本計画（第 3 次計画）（以下「本計画」という）を策定しました。

2 計画の背景

国は廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を、「循環型社会形成推進基本法」において定めています。同法は基本法として、政策の基本的方向を示すもので、その下に「廃棄物処理法」「資源有効利用促進法」「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」「食品リサイクル法」「建設リサイクル法」「自動車リサイクル法」「グリーン購入法」が整備されています。

市町村の一般廃棄物処理基本計画策定は、「廃棄物処理法」第 6 条第 1 項に定められたもので、概ね 5 年ごとに改訂することとされています。同法は、廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律です。

本市においては、「北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を昭和 47 年(1972)に策定し、廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理及び清掃に関して必要な事項を定めています。

国は「循環型社会形成推進基本法」に基づいて「循環型社会形成推進基本計画」を平成 15（2003）年に策定し、地方公共団体に対しても地方の条件に応じた循環型社会の形成を進める施策を求めてきました。同法では、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義し、その方法として（1）ごみを出さない、（2）出たごみはできるだけ利用する、（3）どうしても利用できないごみはきちんと処分する、の 3 つを示しています。平成 20（2008）年には同計画の見直しを行い、次のような取組指標を示しています。（市に関わる数値指標を抜粋しています。）

国民 1 人 1 日当たりのごみ排出量 (家庭系と事業系) (資源回収分も含むことで、ごみ発生 の抑制取組を評価する指標となっ ている)	平成 27 (2015) 年度で平成 12 (2000) 年度比約 10%減 約 1066.5g
国民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源回収されるものを除くことで、家庭 での分別取組も評価する指標となっ ている) (粗大ごみを減量対象に含む)	平成 27 (2015) 年度で平成 12 (2000) 年度比約 20%減 約 594g
国全体の事業系ごみ排出量 (事業所規模により差があるため、事業所 当たりではなく総量について扱う)	平成 27 (2015) 年度で平成 12 (2000) 年度比約 20%減 約 14,392,000 トン
国民の 3R に関する意識・行動	意識；約 90%、行動；約 50%

また、地方に関連しては特に、次のことが強調されています。

- ◇ 循環型社会、低炭素社会、自然共生社会への統合的な取組
- ◇ 地域循環圏の構築
- ◇ 3R の推進

埼玉県は、平成 18 (2006) 年度から「第 6 次埼玉県廃棄物処理基本計画」を推進し、一般廃棄物に関する目標値を次のように掲げています。

平成 22 (2010) 年度 県民 1 人 1 日あたり	平成 15 (2003) 年度比 4%減 (予測値の 9.1%減) 約 975g
同年度 再生利用率	約 27% サーマルリサイクルを加えると約 70%
同年度 最終処分量	平成 15 (2003) 年度比 30%減 約 172,000 トン
同年度 県外最終処分量	平成 15 (2003) 年度比 34%減 約 58,000 トン

同計画では、スケールメリットを生かした廃棄物処理システムの広域化を目指しています。さらに、平成 20（2008）年 3 月に策定された「第 2 次埼玉県ごみ処理広域化計画」では、本市は県北東部のブロック 21 に位置付けられています。同ブロックは、本市と共に、行田市、鴻巣市、吉見町、加須市、騎西町、羽生市、久喜市、宮代町、蓮田市、白岡町、北川辺町、大利根町、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町が構成し、また、市町村が単独あるいは 2 市町により構成される一部事務組合が多い地域として、重点ブロックとされています。

3 計画の位置付けと期間

本計画は、平成 18（2006）年度から始まった「第四次北本市総合振興計画」及び、平成 20（2008）年度から始まった「北本市環境基本計画（改訂版）」を受けて、ごみ処理に関する市の施策や事業を方向付けていくための計画に位置付けられます。

（なお、具体化の段階は、分別収集計画や各種実施計画、各種施設整備計画などが受け持つこととなります。）

「北本市環境基本計画改訂版」の中では、基本的な考えと望ましい環境像に始まり、長期的な目標；「環境への負荷の少ない地域社会の実現」に向かう施策の方向；「水の清浄さの維持」「廃棄物の減量とリサイクルの推進」「循環型ごみ処理方法の推進」に関連づけられます。さらに、重点的取組；「ごみ処理問題の克服」「地球環境への配慮」とも関連します。

計画期間は、平成 21（2009）年度から平成 27（2015）年度までの 7 年間です。市政や本市を取り巻く情勢などの変化により大きな修正の必要が生じた場合には、計画期間の終了を待たずに見直しを行います。

4 計画の基本的な考え

本計画においては、「北本市環境基本計画改訂版」に準じて、次の「北本市環境基本条例」の前文をもって、計画の基本的な考えとします。

私たちは、豊かな自然の恵みのもとに、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、生活の便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費してきた社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超える規模となっており、その結果、人間をはじめとするすべての生物の生存基盤である限りある環境を、地球的規模で脅かすに至っている。

私たちが生活する北本市でも、かつては武蔵野の雑木林や荒川の清流など豊かな自然に恵まれていたが、都市化の進展等により、農地、雑木林、谷津など多くの自然環境が失われつつあり、都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物などによる環境問題も深刻な状況になりつつある。また、そうした豊かな自然の中で形成された歴史的な景観も、いまでは少なくなってきたおり、こうした傾向は、今後、更に加速されることが予想される。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を等しく享受する権利を有するとともに、将来の世代に継承すべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母体であり、太陽光、大気、水、土壌及び様々な野生生物との微妙な均衡と循環のもとに成り立っている。私たちは、この自然生態系の重要性を深く認識し、残されている健全で恵み豊かな自然環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる調和のとれた循環型社会の構築を目指していかなければならない。

この中では、将来の世代へ良好な環境を継承していくとともに、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指していくことが環境の保全・創造の基本的な考えであることを述べています。

5 計画の対象

本計画の主たる対象は、北本市の住民、北本市に事業所を置く事業者、市外からの訪問者、北本市の行政で、地域的には北本市の市域となります。また、県、埼玉中部環境保全組合及びその構成市町（鴻巣市、吉見町）、北本地区衛生組合及びその構成市町（鴻巣市、菖蒲町、吉見町）、委託先民間業者など関係が生じる先も対象となります。

6 計画の担い手

本計画を推進する主体は、北本市の「市（行政）」「市民」「事業者」です。なお、「市民」には訪問者や市民団体も含まれ、「事業者」は市内に事業所を置く排出事業者を意味します。

それぞれの基本的な役割を、「第 6 次埼玉県廃棄物処理基本計画」に準じて次のように定めます。

(1) 市の役割

市は、一般廃棄物の処理の責務を果たすとともに、発生抑制、再生利用、適正処理について、住民や事業者に対する普及啓発に努めます。

また、一般廃棄物処理事業の効率的かつ安全な運営に努め、循環型社会の形成に向けた処理システムの構築及び施設の整備などを行います。

(2) 市民の役割

市民は、日常生活や社会活動からごみが排出されていることを認識し、問題意識を持ち、これまでの大量消費、大量廃棄型の生活様式を見直す必要があります。そして、物を大切にし、製品を長期に使用することによって廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を図っていく循環型の生活様式への転換を図っていくことが必要です。

また、市民は、市の行う各種施策等に協力し、行政と一体となった取組を実施していきます。

(3) 事業者の役割

事業者は、オフィス活動からごみが排出されていることを認識し、廃棄物の発生

抑制、再使用、再生利用を図っていくエコ・オフィスへの転換を図っていくことが必要です。

また、自ら生産する製品や提供するサービスなどについて、設計や内容の工夫などにより、消費や廃棄の段階での廃棄物の削減に努める等、廃棄物を出さない事業活動を実施していきます。同様に、循環的な利用に配慮した設計やサービスを行う等、再使用・再生利用等にも取り組んでいきます。

さらに、市が実施する諸施策に積極的に協力していきます。

7 北本市の概要

(1) 人口の現状と将来

本市の人口は、昭和 30 年代には 1 万人台でしたが、首都圏の住宅都市として増加が続いてきました。平成 7（1995）年には 7 万人を越え、以降は伸び方が鈍化しました。平成 20 年 1 月 1 日時点の住民基本台帳では 70,649 人で、男女比はほぼ同じです。世帯数は 26,503 世帯です。動態としては、数が安定している中で、急速な高齢化、核家族化が進行しています。

「第四次北本市総合振興計画」においては、人口推計の結果として将来の人口減が予想されたため、現状維持を目指して、平成 27（2015）年の目標人口を 71,000 人に設定しています。

本計画においても「第四次北本市総合振興計画」との整合を考慮して、平成 20（2008）年から平成 27（2015）年までの計画人口を 71,000 人に設定しています。

(2) 就業・産業

平成 17（2005）年国勢調査においては、本市の総人口は 70,126 人で、埼玉県総人口 7,054,243 人の約 1%、昼間人口は 54,901 人、昼夜間人口比率は 78.3%でした。

同調査における就業人口は 34,677 人、就業率 49.4%とおおむね人口の半数程度でこの面では平成 12（2000）年国勢調査から同水準で推移しています。一方産業別では第 3 次産業が全体の 69.5%を占めており、第 1 次産業が 1.8%、第 2 次産業が 24.5%と第 3 次産業の割合が高く、その傾向は平成 12（2000）年国勢調査よりも一層高まっています。

(3) 位置・交通

本市は、昭和 46（1971）年 11 月 3 日、市制施行により、埼玉県内 33 番目の市として誕生しました。東西 5.8km、南北 5.3km、面積は 19.84km²を有しています。県の中央部、東京都心から 45km 圏に位置して、北は鴻巣市、東南は桶川市、西は川島町・吉見町に隣接しています。

鉄道は、市の中心部を JR 高崎線が南北に走り、北本駅から上野駅まで 45 分で結ばれています。さらに、平成 13 年末からは湘南新宿ラインにより新宿駅まで 48 分で結ばれ、東京都 23 区西部や横浜方面への交通利便性が高まりました。北本桶川間の新駅設置も検討されています。

道路は、国道 17 号が JR 高崎線に並行しています。首都圏中央連絡道路（圏央道）等の整備も進められています。

(3) 自然・土地利用

自然環境は、大宮台地上のほぼ平坦な地形の上に、荒川、武蔵野の雑木林など、魅力ある豊かな緑を残しています。国道 17 号や JR 高崎線に沿って市街地が形成され、その外側には緑豊かな田園地帯が広がり、西側には荒川が、東側には赤堀川、元荒川が流れています。標高は台地の高い所で 27m 近くありますが、荒川沿いには 0m に近い低地が広がっています。

市面積の 4 割弱が宅地となっています。都市計画用途指定地域の内、工業系や商業系は 1 割弱しかなく、市街地のほとんどが住宅地といった状況にあります。

第 2 章 ごみ処理基本計画

1 節 ごみ処理の現状と見込み

1 ごみ処理広域化

広域的なごみ処理の目的は、市町村ごみ処理施設の集約化及び高度化による、スケールメリットを活かした効率的なごみ処理を実現するとともに、ダイオキシン類削減対策、リサイクル推進、ごみ処理経費削減を実現することです。（参考：第6次埼玉県廃棄物処理基本計画）

県は、平成20（2008）年3月に「第2次埼玉県ごみ処理広域化計画」を策定し、その中で県内市町村を21のブロックに区割りしました。本市の位置付けは、同計画以前の中央地域ブロックから変更され、県北東部に位置するブロック21になりました。ブロック21は、市町村が単独あるいは2市町により構成される一部事務組合が多い地域として重点ブロックとされ、本市と共に、行田市、鴻巣市、吉見町、加須市、騎西町、羽生市、久喜市、宮代町、蓮田市、白岡町、北川辺町、大利根町、菑蒲町、栗橋町、鷺宮町が構成しています。

その一方で、同計画の中では、既存の広域事務との整合や、市町村合併の動向などにより、区割りの見直しの可能性も示されています。また、本市の現状においては、埼玉中部環境保全組合や北本地区衛生組合を構成する関係から、鴻巣市、菑蒲町、吉見町との連携体制が重要となっています。

2 ごみ処理体制

(1) 収集・搬入時の分別

第1次の「北本市一般廃棄物処理基本計画」が始まった平成8（1996）年度時点で、本市はすでに、廃食用油を含む7分別、有料の指定袋を用いた収集を実施していました。平成15（2003）年度に容器包装（資源）類、平成18（2006）年度に廃蛍光灯類の分別を開始し、平成20（2008）年度時点では次の表にある9分別とします。また、容器包装廃棄物の減量化に向けては、容器包装廃棄物の3Rに焦点を当てた「第5期北本市分別収集計画」を平成20（2008）年度から推進しています。

表：ごみの分別内容

品目	内容例	方法
もやせるごみ	生ごみ、紙くず、草花、枝木	週2回
もやせないごみ	ビニール袋、ゴム製品、プラスチック衣装ケース、ポリタンク、ベビーバス、洗面器 セトモノ類：植木鉢 靴、おもちゃ、ぬいぐるみ類 傘、ゴムのタイヤチェーン ハンガー、スキー靴、革製品(靴・カバンなど)	月2回
容器包装（資源）類	お菓子やパンなどの袋、レジ袋、ラップ類、菓子箱などのフィルム状の包み 卵パック、トレー類、弁当の容器 カップめんの容器、プリン・ゼリーなどの容器、納豆の容器 ペットボトルのラベルとキャップ ソース、ドレッシング、洗剤、シャンプーなどの容器 発泡スチロール ※プラスチック識別マークの表示のあるもの	月2回
資源回収	ペットボトル(リサイクルマークのあるもの) ビン、ガラス類(酒、ジュース、調味料など) 金属類：鉄、アルミの空缶、スプレー缶 テフロン鍋、金属のタイヤチェーン 紙類：新聞、雑誌、ダンボール等 布類：洋服、毛布、タオル、スキーウェアなど	月2回
廃乾電池	筒型乾電池	拠点
粗大ごみ	個別収集を申し込むか、直接搬入する	有料
牛乳パック	牛乳、ジュースなどのパック	拠点
廃食用油	家庭で使用された食用油、サラダ油、天ぷら油など	巡回
廃蛍光管類	家庭で使用済みの廃蛍光管（直管・丸管）、電球、体温計など	年3回

事業系ごみ（飲食店・商店・事務所・工場・農家などの事業活動に伴って出る一般廃棄物のこと）については、市は収集を行わず、排出者の責任で処理することとなっています。もやせるごみと粗大ごみに限り、埼玉中部環境センターで搬入を受け付けています。

事業所または家庭から出るごみで、次の表に示すものは個別の法律に従って処理されます。市は収集はしませんが、情報提供を行っています。

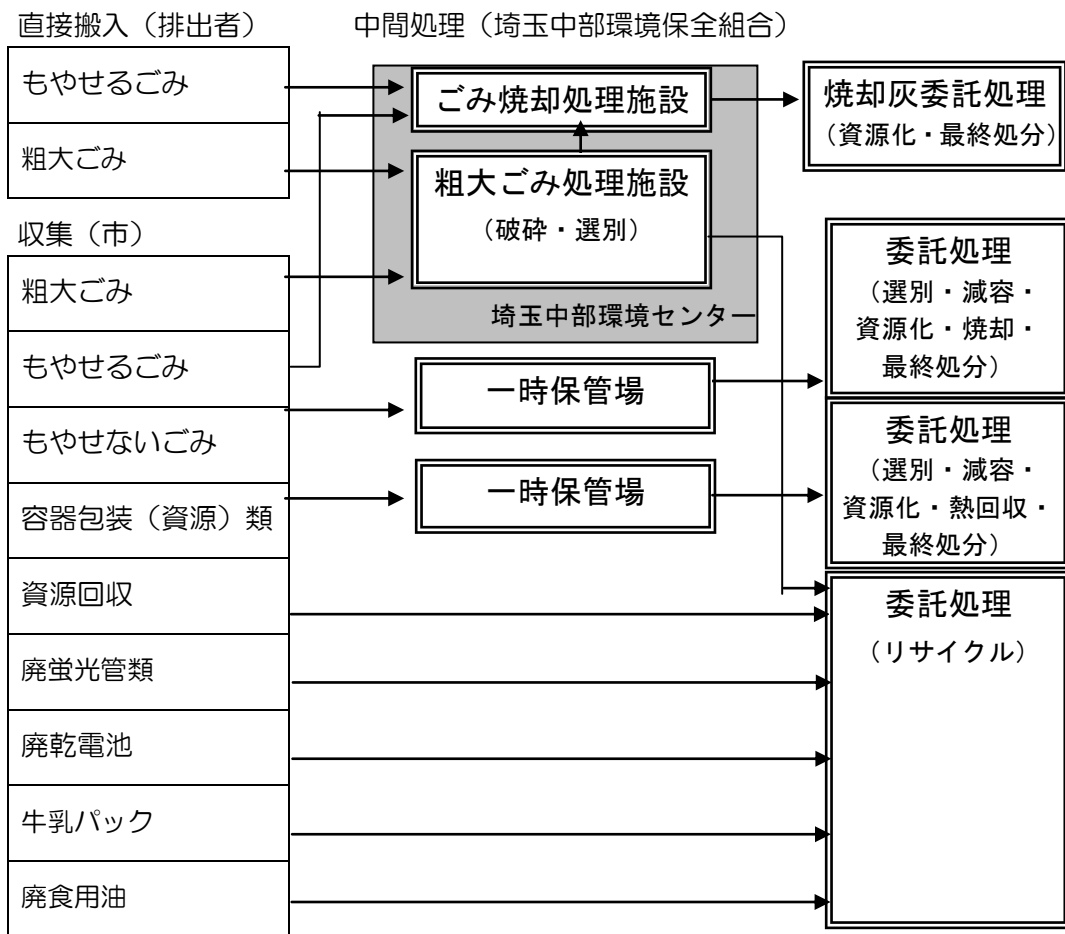
洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ	家電リサイクル法（注）に基づき家電小売店や指定取引場所等が引き取る
温水機器、キッチン、浴槽、便器、建築廃材等	購入先が引き取る、または産業廃棄物として委託処理
パソコン	資源有効利用促進法に基づきメーカー窓口等が引き取る

また、法律で定める産業廃棄物に関しては、家庭系と事業系の区別はなく、排出者の責任で処理することとなっています。産業廃棄物は県の所轄事務です。

注) 家電リサイクル法の改正により、平成 21 (2009) 年 4 月 1 日から、衣類乾燥機、薄型テレビ（液晶式、プラズマ式）が新たに対象品目に加わる予定です。

(2) 処理体系

平成20(2008)年度時点での本市のごみ処理の体系は、おおむね次の図の通りです。本市は家庭系ごみの収集と北本市一般廃棄物一時保管場における一時保管を担い、焼却、破碎、選別といった中間処理は埼玉中部環境保全組合が共同処理を行っています。



(3) 処理体制

本市の家庭系ごみの収集、回収、運搬は、業務契約を結んだ民間業者に委託しています。もやせるごみと粗大ごみの中間処理は埼玉中部環境保全組合が共同処理を行っています。資源化についても、民間業者に業務契約を結んで委託しています。

処理主体は次の表の通りです。

表：家庭系ごみの処理主体

区分	収集、回収	運搬	一時保管	中間処理	資源化	最終処分
もやせるごみ	委託業者	直搬		組合	委託業者	委託業者
粗大ごみ						
もやせないごみ			市			
容器包装（資源）類						
資源回収						
廃蛍光灯類						
廃乾電池						
牛乳パック						
廃食用油						

表：事業系ごみの処理主体

区分	収集、回収	運搬	一時保管	中間処理	資源化	最終処分
もやせるごみ	許可業者	直搬		組合	委託業者	委託業者
粗大ごみ						
もやせないごみ						
容器包装（資源）類						
資源回収						
廃蛍光灯類						
廃乾電池						
牛乳パック						
廃食用油						

3 収集・運搬システム

(1) 家庭系ごみの収集・運搬

本市の家庭からのごみのうち、もやせるごみ、もやせないごみ、容器包装（資源）類の3品目は、有料の指定袋を用いてごみ集積所に、また、資源回収と廃蛍光管類は資源回収集積所に、各地区ごとの所定の日時に出すこととなっています。またこれらのうち、もやせるごみに限っては、排出者自身が埼玉中部環境保全組合（埼玉中部環境センター（吉見町））に持ち込むことも可能です。

廃乾電池、牛乳パックは所定の施設に設置された回収箱により、廃食用油は所定の施設と日時に巡回回収しています。

粗大ごみは、北本リサイクル事業協同組合へ申し込むと個別収集されます。排出者自身が埼玉中部環境保全組合（埼玉中部環境センター（吉見町））に持ち込むことも可能です。いずれの場合も規定の料金が課せられます。

平成20（2008）年度のごみ集積所は1671箇所、資源回収集積所は262箇所あり、収集作業は市が委託した民間業者が行っています。

(2) 事業系ごみの運搬

事業者からのごみについては、全てを排出者の責任において処理するよう定められています。

事業者からのごみのうち、もやせるごみと粗大ごみについては、排出者自身が運ぶか、許可業者に運搬を依頼して、埼玉中部環境保全組合（埼玉中部環境センター（吉見町））に搬入することができます。いずれの場合も規定の料金が課せられます。

(3) 実施計画

毎年度、ごみ処理の実施計画が立てられ、それに従ってごみ出しと収集、回収が行われます。

4 中間処理及び資源化システム

埼玉中部環境保全組合は、吉見町にある埼玉中部環境センターを運営し、独自に計画を策定して、もやせるごみと粗大ごみの中間処理（焼却、破碎など）を行っています。また、年次報告書として「埼玉中部環境センターの概要」を作成しています。本市のもやせるごみと粗大ごみは、同センターが中間処理を行っています。

同センターは昭和 59（1984）年の竣工から 24 年が経過し老朽化が進みつつあります。また、ごみ処理の効率や経費、最終処分の県外依存、県が進めるごみ処理広域化といったことも併せて課題として、将来を検討していく必要があります。

同組合は本市、鴻巣市、吉見町が構成していますが、鴻巣市の旧吹上町分については彩北広域清掃組合が処理を担っています。

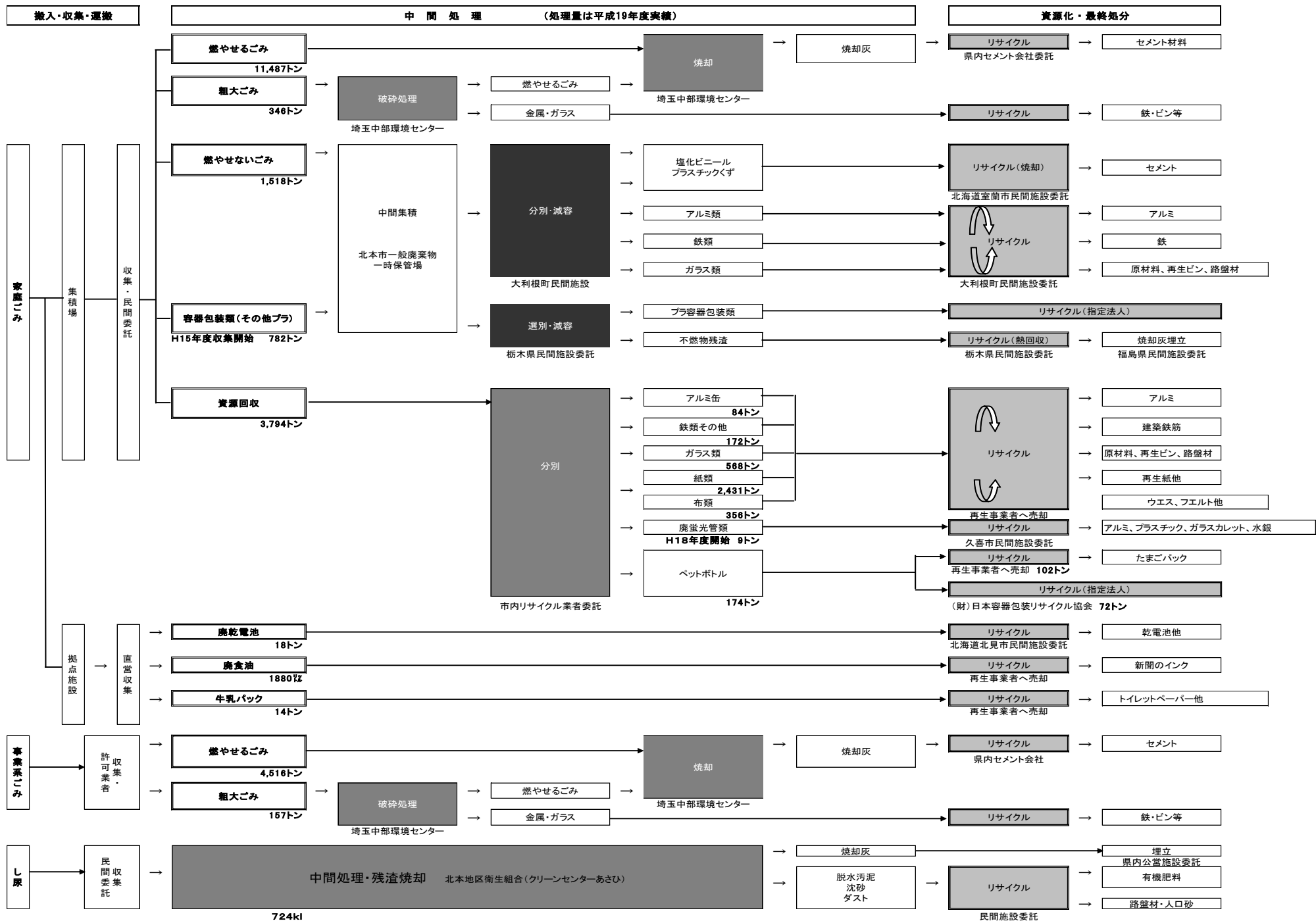
資源化は、各品目に応じて、本市や同組合が民間業者に委託しています。

5 最終処分システム

資源選別や焼却、焼却灰の資源化の後に、どうしても残ってしまう残渣などは、資源化や焼却灰処理などを委託された民間業者によって最終処分が行われています。最終処分そのものは、県外の最終処分場に持ち込まれ、埋め立てられる形となっています。

参考：北本市一般廃棄物処理基本計画（第2次計画（前期計画）、平成13年度）の目標

焼却灰を除く埋立量 (達成)	平成 22（2010）年度にゼロにする
-------------------	---------------------

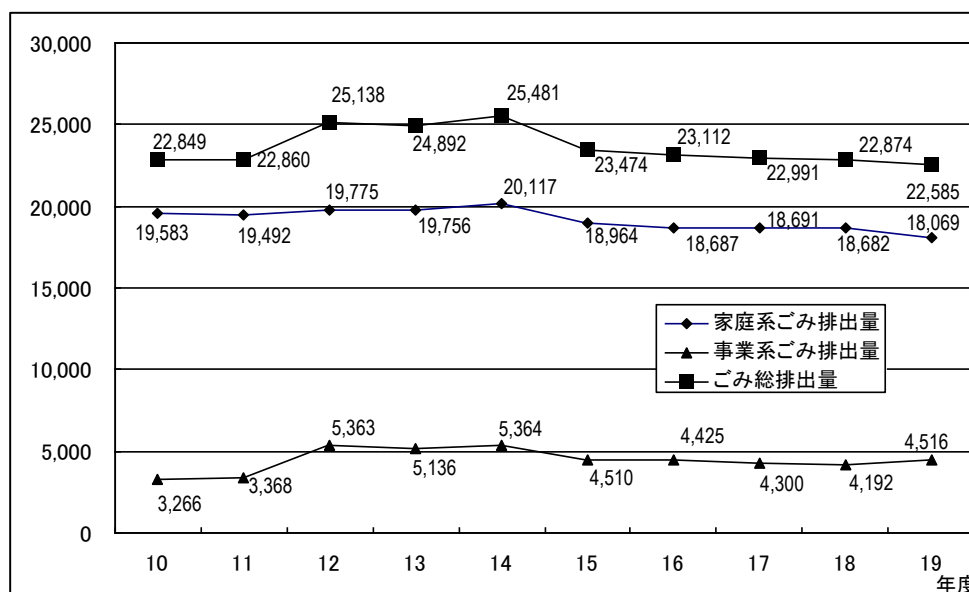


図：北本市のごみのゆくえ（平成20年度）

6 ごみ量

本市のごみ総排出量（家庭系ごみの全品目と事業系のもやせるごみの和）は、平成14（2002）年度以降は減少傾向が続いています。

図：本市のごみ排出量



次に、家庭系ごみと事業系ごみそれぞれについて、実績と将来の見込み（トレンド推計）を示します。

参考：トレンド推計について

トレンド推計とは、過去の動態（人口を除くごみ処理施策等）が同じで今後もそれが継続されるという仮定に基づき、実績に近似する数式を求め、そこから将来の傾向を推計することです。

平成12（2000）から14（2002）年度にかけて、容器包装のリサイクル、家電4品目のリサイクル、パソコンのリサイクルが相次いで実施された影響で、傾向が大きく転換しています。そのことから、傾向転換後の実績に基づいて、トレンド推計を行うことが妥当と考えられます。

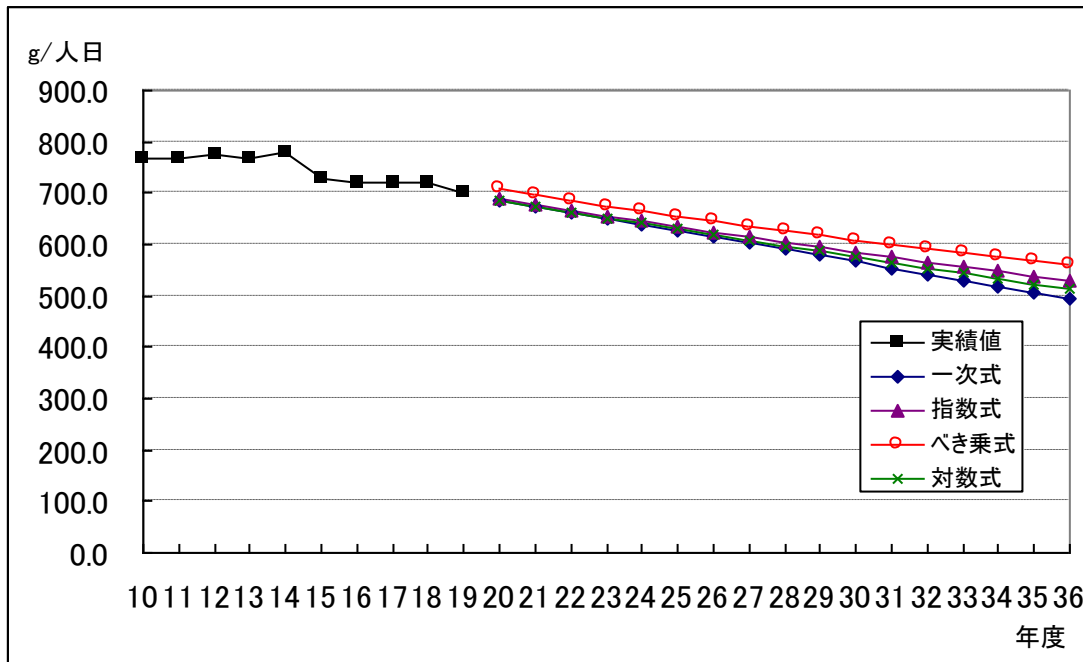
推計は、増減傾向の形に近いと思われる次の4式の回帰分析で行っています。

y: 実績値、x: 経過年数、a,b: 係数

- ・一次式（一定の増減率で推移する形）： $y=a+bx$
- ・指数式（年次とともに増減率が拡大する形）： $y=a*\exp(bx)$
- ・べき乗式（年次とともに増減率が拡大する形）： $y=a*x^b$
- ・対数式（年次とともに増減率が収縮する形）： $y=a+b*\ln(x)$

家庭系ごみ（全品目）については、人口増減を要因から除くため、1人1日あたりを原単位として計ります。傾向が転換した平成14（2002）年度以降、平成19（2007）年度までの6年間に基に推計した結果、どの式においてもほぼ同様に、減少傾向が見られました。

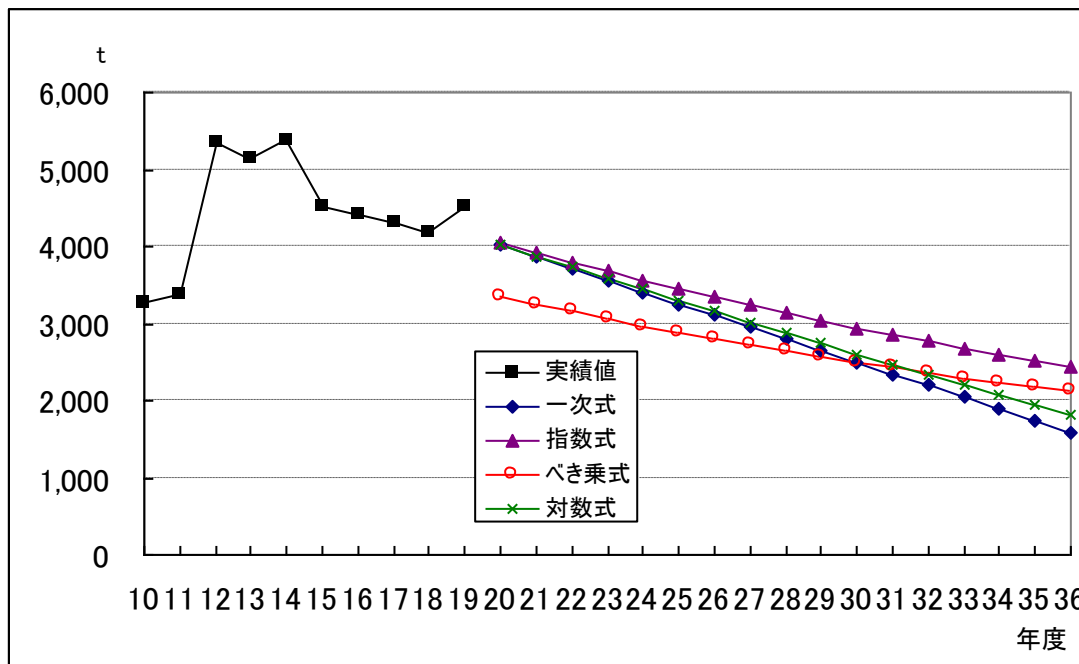
図：1人1日あたり（原単位）の家庭系ごみ排出量の将来予測結果



平成19（2007）年度と27（2015）年度（本計画の最終年）を比較して、乖離が最小であり、かつ相関係数が最大でもあったべき乗式を採用しました。

事業系ごみについては、事業所ごとの違いが大きいことから事業所あたりではなく、年間の事業系全体での排出量を計ります。傾向が転換した平成14(2002)年度以降、平成19(2007)年度までの6年間を基に推計した結果、線形の違いを見せながら、どの式においても減少傾向が見られました。

図：事業系ごみ排出量の将来予測結果

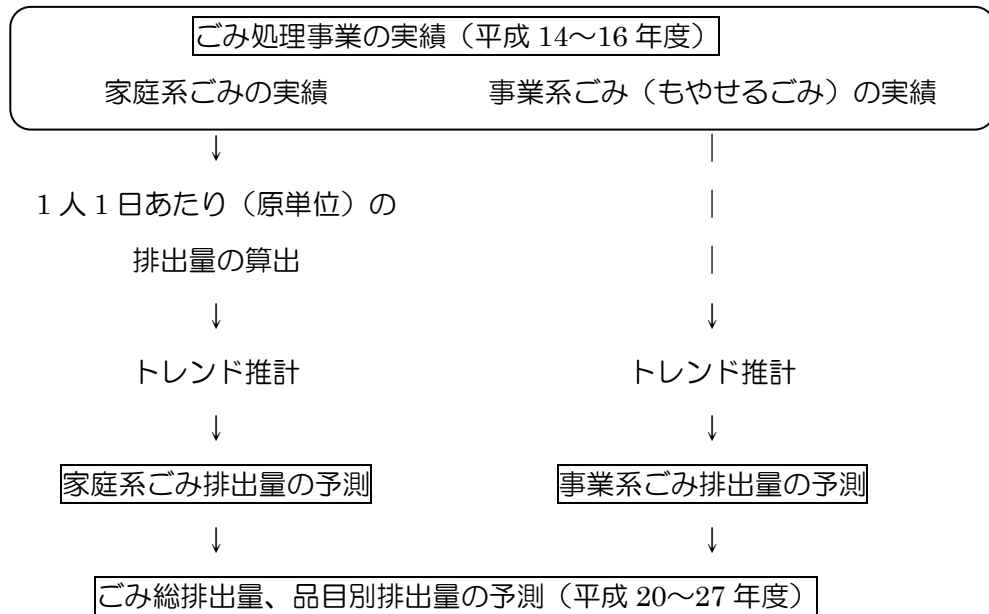


相関係数には大きな差がないことから、平成19(2007)年度と27(2015)年度(本計画の最終年)を比較して、乖離が最小である指数式を採用しました。

なお、各排出者が処理している廃棄物(埼玉中部環境センターに搬入されないごみや産業廃棄物など)は、ここで示す事業系ごみには含まれません。

次に、以上に述べたことに基づき、平成 10（1998）年度以降の実績と、推計した将来の見込みを、表にまとめて示します。将来人口は「第四次北本市総合振興計画」の計画人口 71,000 人を適用しています。

図：ごみ排出量の推計の流れ



参考：北本市一般廃棄物処理基本計画（第 2 次計画（前期計画）、平成 13 年度）の目標

もやせるごみの量 (未達成)	平成 17（2005）年度：14,882 トン 平成 22（2010）年度：8,268 トン
-------------------	---

表：ごみ排出量の実績と将来の見込み

	年度 (平成)	人口 (人)	ごみ総排出量 ※家庭系と事業系の和		家庭系ごみ排出量		事業系ごみ排出量 ※事業系可燃の量を適用		
			1人1日 あたり(g)	市全体(t)	1人1日 あたり(g)	家庭系 全体(t)	事業系 全体(t)	ごみ総排出量に 占める割合	
実績	10	69,845	896	22,849	768	19,583	3,266	14.3%	
	11	69,513	901	22,860	768	19,492	3,368	14.7%	
	12	69,961	984	25,138	774	19,775	5,363	21.3%	
	13	70,557	967	24,892	767	19,756	5,136	20.6%	
	14	70,769	986	25,481	779	20,117	5,364	21.1%	
	15	71,050	905	23,474	729	18,964	4,510	19.2%	
	16	71,076	891	23,112	720	18,687	4,425	19.1%	
	17	71,078	886	22,991	720	18,691	4,300	18.7%	
	18	71,000	883	22,874	721	18,682	4,192	18.3%	
	19	70,702	875	22,585	700	18,069	4,516	20.0%	
推計	20	71,000	864	22,381	707	18,334	4,047	18.1%	
	21	71,000	848	21,970	696	18,049	3,921	17.8%	
	22	71,000	832	21,570	686	17,772	3,798	17.6%	
	23	71,000	817	21,181	675	17,501	3,680	17.4%	
	24	71,000	803	20,801	665	17,236	3,565	17.1%	
	25	71,000	788	20,432	655	16,978	3,454	16.9%	
	26	71,000	775	20,072	645	16,726	3,346	16.7%	
		27	71,000	761	19,722	636	16,480	3,242	16.4%
		28	71,000	748	19,380	627	16,240	3,140	16.2%
		29	71,000	735	19,047	618	16,005	3,042	16.0%
		30	71,000	722	18,723	609	15,775	2,948	15.7%
		31	71,000	710	18,406	600	15,551	2,856	15.5%
		32	71,000	698	18,098	592	15,332	2,766	15.3%
		33	71,000	687	17,797	583	15,117	2,680	15.1%
		34	71,000	675	17,504	575	14,907	2,597	14.8%
		35	71,000	664	17,218	567	14,702	2,515	14.6%
		36	71,000	654	16,939	560	14,502	2,437	14.4%

推計方法

- ①家庭系ごみ1人1日あたり排出量推計値と計画人口の積を家庭系ごみ全体の排出量の推計値とする
- ②事業系ごみ排出量推計値と①の和をごみ総排出量の推計値とする
- ③計画人口で②を割った商を1人1日あたりのごみ総排出量の推計値とする

事業系の粗大ごみは少量であるため、事業系可燃(もやせるごみの内の事業系分)の量を事業系ごみの実際的な量と見なして適用しています。

人口は各年度末現在、住民基本台帳によります。

平成20年以降の人口推計は、第4次北本市総合計画の平成27年度計画人口を適用しています。

事業系の粗大ごみ等は少量であるため、事業系可燃(もやせるごみの内の事業系分)の量を事業系ごみの実際的な量と見なして適用しています。
 人口は各年度末現在、住民基本台帳によります。
 平成20年以降の人口推計は、第4次北本市総合計画の平成27年度計画人口を適用しています。

表：家庭系ごみに関する分別品目別排出量及び資源化の実績と将来の見込み

単位：t

	年度 (平成)	もやせる ごみ	もやせない ごみ	容器包装 (資源)類	粗大ごみ		資源 回収	牛乳 パック	廃乾 電池	廃蛍光 管類	資源化物 合計	家庭系ごみ 排出量合計	資源化 率
					全体	資源化物							
実 績	10	13,269	1,736		556	256	3,989	14	19		4,278	19,583	21.8%
	11	13,121	1,915		589	288	3,831	17	19		4,155	19,492	21.3%
	12	12,934	1,996		906	365	3,905	14	20		4,304	19,775	21.8%
	13	13,098	2,010		665	264	3,948	15	20		4,247	19,756	21.5%
	14	12,746	2,121		1,110	349	4,104	15	21		4,489	20,117	22.3%
	15	11,846	1,648	584	522	166	4,329	14	21		5,114	18,964	27.0%
	16	11,622	1,569	737	553	157	4,172	14	20		5,100	18,687	27.3%
	17	11,753	1,566	762	537	136	4,036	15	22		4,971	18,691	26.6%
	18	11,765	1,668	775	492	123	3,949	10	17	6	4,880	18,682	26.1%
19 (下段は割合)	11,487	1,518	782	503	116	3,738	14	18	9	4,677	18,069	25.9%	
	0.63573	0.0840	0.0433	0.0278	0.0064	0.2069	0.0008	0.0010	0.0005	0.2588	1.0000		
推 計	20	11,655	1,540	793	510	118	3,793	14	18	9	4,736	18,334	
	21	11,474	1,516	781	502	116	3,734	14	18	9	4,663	18,049	
	22	11,298	1,493	769	495	114	3,676	14	18	9	4,591	17,772	
	23	11,126	1,470	757	487	112	3,620	14	17	9	4,521	17,501	
	24	10,958	1,448	746	480	111	3,566	13	17	9	4,453	17,236	
	25	10,794	1,426	735	473	109	3,512	13	17	8	4,386	16,978	
	26	10,633	1,405	724	466	107	3,460	13	17	8	4,321	16,726	
	27	10,477	1,385	713	459	106	3,409	13	16	8	4,258	16,480	
	28	10,324	1,364	703	452	104	3,360	13	16	8	4,195	16,240	
	29	10,175	1,345	693	446	103	3,311	12	16	8	4,135	16,005	
	30	10,029	1,325	683	439	101	3,263	12	16	8	4,075	15,775	
	31	9,886	1,306	673	433	100	3,217	12	15	8	4,017	15,551	
	32	9,747	1,288	664	427	98	3,172	12	15	8	3,961	15,332	
	33	9,610	1,270	654	421	97	3,127	12	15	8	3,905	15,117	
	34	9,477	1,252	645	415	96	3,084	12	15	7	3,851	14,907	
	35	9,347	1,235	636	409	94	3,042	11	15	7	3,798	14,702	
	36	9,219	1,218	628	404	93	3,000	11	14	7	3,746	14,502	

平成20年度以降の各品目の推計値は家庭系ごみ総排出量を平成19年度(直近)の比率で按分しています。資源化率も平成19年度と同一になります。資源化物の対象品目は、容器包装(資源)類、資源回収、牛乳パック、廃乾電池、廃蛍光管類、粗大ごみ中の資源化物です。この表の資源化率とは、家庭系ごみ排出量合計に占める資源化物合計の割合です。

表：家庭系ごみにおけるごみ出しの際に分別された資源化物を除いた排出量

	年度 (平成)	人口 (人)	家庭系ごみのうち排出時に分別された資源化物を除いた排出量				
			1人1日 あたり(g)	分別資源外 排出量合計(t)	もやせる ごみ(t)	もやせない ごみ(t)	粗大ごみ(t)
実績	10	69,845	610	15,561	13,269	1,736	556
	11	69,513	616	15,625	13,121	1,915	589
	12	69,961	620	15,836	12,934	1,996	906
	13	70,557	612	15,773	13,098	2,010	665
	14	70,769	619	15,977	12,746	2,121	1,110
	15	71,050	540	14,016	11,846	1,648	522
	16	71,076	530	13,744	11,622	1,569	553
	17	71,078	534	13,856	11,753	1,566	537
	18	71,000	537	13,925	11,765	1,668	492
	19	70,702	523	13,508	11,487	1,518	503
推計	20	71,000	529	13,707	11,657	1,540	510
	21	71,000	521	13,495	11,476	1,517	503
	22	71,000	513	13,287	11,299	1,493	495
	23	71,000	505	13,085	11,127	1,470	487
	24	71,000	497	12,887	10,959	1,448	480
	25	71,000	490	12,694	10,795	1,427	473
	26	71,000	483	12,506	10,635	1,405	466
	27	71,000	475	12,322	10,478	1,385	459
	28	71,000	469	12,142	10,325	1,364	452
	29	71,000	462	11,966	10,176	1,345	446
	30	71,000	455	11,795	10,030	1,325	439
	31	71,000	449	11,627	9,887	1,307	433
	32	71,000	442	11,463	9,748	1,288	427
	33	71,000	436	11,303	9,611	1,270	421
	34	71,000	430	11,146	9,478	1,253	415
	35	71,000	424	10,992	9,348	1,235	409
	36	71,000	418	10,842	9,220	1,218	404

家庭系ごみ全体の排出量に対して、平成19年度の分別比率を適用した値を各品目の推計値としています。

人口は各年度末現在、住民基本台帳によります。

平成20年以降の人口推計は、第4次北本市総合計画の平成27年度計画人口を適用しています。

表：もやせるごみの排出量の実績と将来の見通し

	年度 (平成)	人口 (人)	もやせるごみの排出量				
			1人1日 あたり(g)	家庭系1人1日 あたり(g)	もやせるごみ 排出量合計(t)	家庭系排出量 (t)	事業系排出量 (t)
実績	10	69,845	649	520	16,535	13,269	3,266
	11	69,513	650	517	16,489	13,121	3,368
	12	69,961	717	507	18,297	12,934	5,363
	13	70,557	708	509	18,234	13,098	5,136
	14	70,769	701	493	18,110	12,746	5,364
	15	71,050	631	457	16,356	11,846	4,510
	16	71,076	619	448	16,047	11,622	4,425
	17	71,078	619	453	16,053	11,753	4,300
	18	71,000	616	454	15,957	11,765	4,192
	19	70,702	620	445	16,003	11,487	4,516
推計	20	71,000	606	450	15,704	11,657	4,047
	21	71,000	594	443	15,396	11,476	3,921
	22	71,000	583	436	15,098	11,299	3,798
	23	71,000	571	429	14,807	11,127	3,680
	24	71,000	560	423	14,524	10,959	3,565
	25	71,000	550	417	14,249	10,795	3,454
	26	71,000	539	410	13,981	10,635	3,346
	27	71,000	529	404	13,720	10,478	3,242
	28	71,000	520	398	13,466	10,325	3,140
	29	71,000	510	393	13,218	10,176	3,042
	30	71,000	501	387	12,977	10,030	2,948
	31	71,000	492	382	12,743	9,887	2,856
	32	71,000	483	376	12,514	9,748	2,766
	33	71,000	474	371	12,292	9,611	2,680
	34	71,000	466	366	12,075	9,478	2,597
	35	71,000	458	361	11,863	9,348	2,515
	36	71,000	450	356	11,657	9,220	2,437

家庭系ごみ全体の排出量に対して、平成19年度の分別比率を適用した値を家庭系のもやせるごみ排出量推計値とし、事業系ごみ排出量推計値と合わせて、もやせるごみ排出量推計値としています。1人1日あたりの推計値はこれらを計画人口で割った商です。

人口は各年度末現在、住民基本台帳によります。

平成20年以降の人口推計は、第4次北本市総合計画の平成27年度計画人口を適用しています。

7 ごみ処理費用

本市のごみ処理にかかる費用は、次の表の通りです。

表：ごみ処理費用

平成年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
人口（人）	69,845	69,513	69,961	70,557	70,769	71,050	71,076	71,078	71,000	70,702
世帯数（世帯）	23,584	23,544	24,236	24,769	25,313	25,749	26,140	26,597	26,929	27,195
経費合計（百万円）	765	816	812	786	812	823	775	761	752	718
1世帯あたりのごみ処理費用（円/世帯）	32,437	34,659	33,504	31,733	32,078	31,962	29,648	28,612	27,925	26,402
1人1日あたりのごみ処理費用（円/人日）	30	32	32	31	31	32	30	29	29	28

8 適正処理と3Rの推進

(1) 資源回収の促進

本市では、自治会を単位に缶類、ビン類、紙類、布類、ペットボトルの資源回収を実施し、奨励金を配っています。実績は次の表の通りです。

表：資源回収の内訳

平成年度	12	13	14	15	16	17	18	19
缶類（t）	503	544	558	512	403	295	271	218
ビン類（t）	733	649	637	623	601	573	596	558
紙類（t）	2,300	2,272	2,374	2,613	2,628	2,644	2,569	2,431
布類（t）	217	291	349	381	362	368	365	356
ペットボトル（t）	166	191	186	200	179	144	148	174
総回収量（t）	3,919	3,947	4,104	4,329	4,172	4,036	3,949	3,737

資源の売却金額の一部を地域に還元しています。

廃乾電池と牛乳パックは公民館等での拠点回収を、廃食用油は所定の拠点および日時における巡回回収を行っています。

容器包装（資源）類の分別収集は平成15年度から開始しました。

(2) 資源化の推進

もやせるごみ及び粗大ごみ中の可燃物については、埼玉中部環境保全組合が焼却後の焼却灰を、セメント材料に再生するリサイクルルートに乗せています。粗大ごみ中の金属やガラスもリサイクルルートに乗せています。

その他の家庭系ごみについては、市が品目に応じたリサイクルルートに乗せています。

特に、容器包装廃棄物に関しては、平成20（2008）年度から「北本市分別収集計画」を指針として、市・市民・事業者による減量化の取組を推進していくこととしています。実績は記録され、以降3年ごとに計画内容が見直されます。

参考：資源化率について

本市では、家庭系ごみと事業系のもやせるごみを合わせたごみ総排出量に対して、資源化物（容器包装（資源）類、資源回収、牛乳パック、廃乾電池、廃蛍光灯類、粗大ごみ中の資源化物）が占める割合を「資源化率」としてきました。一方県が示す「再生利用量」「再生利用率」には焼却灰の資源化も含まれています。

表：本市の資源化率の実績

平成年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
資源化率%	18.7	18.2	17.1	17.1	17.6	21.8	22.1	21.6	21.3	20.7

参考：北本市一般廃棄物処理基本計画（第2次計画（前期計画）、平成13年度）の目標

ごみ総排出量に対する資源化物の量の割合；上記の資源化率 （未達成、但し家庭系ごみ排出量に対してでは平成19年度25.9%を達成）	平成17（2005）年度：25%
---	------------------

(3) 生ごみ自家処理の促進

本市では、生ごみの減量化に向けて、生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ処理機（コンポスト、電気式）を購入した市民に対して補助金を交付しています。

表：生ごみ処理機導入補助実績

平成年度	12	13	14	15	16	17	18	19
電気式（件）	68	64	45	61	56	70	32	22
コンポスト（件）	33	15	21	25	6	5	6	7
総補助件数（件）	101	79	66	86	62	75	38	29

さらに、ごみ減量等推進市民会議が行う生ごみ発酵促進剤（EM ボカシ）販売補助事業を支援しています。

表：生ごみ発酵促進剤販売補助実績

平成年度	12	13	14	15	16	17	18	19
補助件数（袋）	5,098	5,247	4,786	5,297	4,440	5,208	5,065	4,981

また、学校及び学校給食施設からの生ごみの資源化を一部で実施（平成19年度時点2校）しています。

(4) 広報媒体を活用した情報発信

市広報紙や市ホームページ、ごみカレンダーなどの媒体を通して、ごみに関する情報提供や啓発を行っています。

(5) 子ども及び保護者への啓発

子どもや保護者への啓発として、環境読本の配布や、ごみ減量等推進市民会議の子ども向け活動の支援を行っています。

(6) ごみ減量等推進市民会議の支援

平成7（1995）年に、ごみの減量化、再資源化に取り組む重要性を広く市民に啓発していくことなどを目的として、ごみ減量等推進市民会議が発足しました。今ではごみに関する啓発活動の中心的役割を果たしており、平成20（2008）年時点で600名を超える市民の参加があります。

会議の構成は、総務広報、減量、リサイクル、農園管理、ITの5つの専門委員会と地区別の8つの支部より構成されており、各支部はごみ施設見学を軸に自治会等でごみに関する啓蒙啓発を行っています。総務広報では市民大会や広報紙、視察研修などに、減量及びリサイクルでは出前説明会やフリーマーケットなどの様々な啓発活動に、IT委員会ではインターネットでの情報提供に、農園管理では生ごみを堆肥化して活用する市民農園の貸し出しに、それぞれ活発に取り組んでいます。

市では「北本市ごみ減量等推進市民会議規約」において会の運営に必要な事項を定めるとともに、事務局を務め、また同会議が行う各種事業を支援しています。

(7) 廃棄物減量等推進審議会の設置

市長の指示により、本市における廃棄物に関する施策や課題について専門的に審議する機関です。

(8) 北本リサイクル事業協同組合との協力

資源廃棄物・一般廃棄物に関わる企業 7 社で発足し、北本市内に事業所を設置し、県の許可を受けた事業協同組合です。粗大ごみの受付、家電リサイクルの収集運搬、リサイクルショップの運営、事業系ごみの取り次ぎなどを行っています。

2 節 ごみ処理の基本方針と目標

1 目標像と基本方針

(1) 目標像

第2次計画（前期計画）を引き継ぎ、「北本市環境基本計画」の望ましい環境像を、本計画の目標像に掲げます

目標像：緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本

(2) 基本方針

第2次計画（前期計画）の基本方針を引き継ぐとともに、3Rの周知普及を加えて、本計画の基本方針とします。

- ① 排出されたごみについては、当面は現行の方法を続けながら、適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等を総合的に進め、法改正や広域化などの必要に応じて変更を図る
- ② 北本市環境基本計画のごみに関する施策を実施し、循環型社会の構築を進める
- ③ リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）の3Rの周知普及策を進める
- ④ 3Rの重点として、商品の販売以前の段階で容器包装等の簡略化を進めることにより、使用後のごみの発生を予防する
- ⑤ 3Rの重点として、不要なものはできる限り再利用し、ごみは発生した場所での減量を図り、排出の抑制に努める

参考：北本市環境基本計画の施策体系

北本市環境基本計画のごみに関する施策体系は次の通りです。

17 廃棄物の減量とリサイクルの推進 (北本市環境基本計画（平成20年3月策定）より)	
平成27(2015)年度までの目標	<ul style="list-style-type: none"> ・生産・販売事業者による包装材などの適正な回収と再資源化を指導します ・平成27年度までに、もやせるごみの発生量を平成10年(1998)度実績の85%にします ・平成27年(2015)度までに資源化物の量をごみ総排出量に対し25%にします
個別事業	対応策
リサイクル体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・広域リサイクルプラザの建設を推進します ・ごみ処理に共通の課題を抱える近隣市町村と連携して、リサイクル施設などの整備について広域行政により検討します ・家庭で出た生ごみをたい肥化して、そのたい肥を農家や市民農園で活用する仕組みの研究を行います
民間団体への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加によるごみの減量化と再資源化を進めます。また、ごみ減量等推進市民会議を支援するとともに、啓発活動を行います ・リサイクル事業協同組合による不要品交換、粗大ごみのリサイクルを推進します
リサイクル活動の普及・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・建設副産物のリサイクルを推進します ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進 ・地域における生活ルール、事業活動ルールづくりを推進します ・生産・販売事業者による包装材などの適正な回収と再資源化を指導します
ごみの発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校からの生ごみの減量とコンポスト(たい肥化)などによる再利用を推進します

18 循環型ごみ処理方法の推進 (北本市環境基本計画(平成20年3月策定)より)	
平成27(2015)年度までの目標	<ul style="list-style-type: none"> ・資源化物回収ルートの確保と、施設やシステムの確立による資源化可能物の有効活用を推進します ・学校及び学校給食施設からの生ごみのコンポスト(たい肥化)などによる資源化を推進します ・平成27年(2015)度までにごみの埋め立て量=0を目指します ・平成20年(2008)度に一般廃棄物処理基本計画を見直します
個別事業	対応策
資源回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集を引き続き徹底します ・プラスチック製・紙製容器包装の資源回収・再利用方法の検討と実施をします ・適正処理困難物の処理体制を確立します
リユース・リサイクル製品の率先使用	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した商品の購入を推進します ・環境配慮型商品のリスト作成を検討します
廃棄物処理基本計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理基本計画の見直しにより、ごみ発生・排出抑制、環境負荷の少ない適正処理、ダイオキシン対策の徹底、循環型処理施設(リサイクルプラザ)へのプラント更新などを推進します
学校からの生ごみの資源化を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校からの生ごみのコンポスト(たい肥化)などによる資源化を推進します
リサイクル活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・牛乳パックの回収・リサイクル活動を通して、資源有効活用を推進します
ゼロエミッションの啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市及び周辺市町、企業、市民との連携によるゼロエミッション社会の形成に向けた啓発を推進します ・産業廃棄物の再生利用の実態やリサイクル技術などについて情報収集を進め、ゼロエミッションの啓発に努めます

2 目標

(1) 目標年次

本計画の目標年次は、平成 27（2015）年度とします。

(2) 市・市民・事業者の取組によって実現を図る目標

国の循環型社会形成推進基本計画の指標の削減率を参考に、本計画の推進により実現を図る新たな目標値について、次のように定めます。

<p>目標値① 市民 1 人 1 日あたりのごみ総排出量 （全ての家庭系ごみと、搬入された事業系ごみの和） ごみ全体について、発生を抑制する取組を評価する指標となっています</p>	<p>平成 27（2015）年度までに 810 グラムとする 平成 19（2007）年度比約 92%です</p>
<p>目標値② 市民 1 人 1 日あたりの資源化物を除く家庭系ごみ排出量 （家庭系のもやせるごみともやせないごみ、資源化物を除いた粗大ごみの和） 発生抑制だけでなく、分別の取組も評価する指標となっています</p>	<p>平成 27（2015）年度までに 470 グラムとする 平成 19（2007）年度比約 90%です 想定される家庭系ごみの中の資源化物の割合は約 28.3%で、平成 19（2007）年度比約 2.4%上昇となります</p>
<p>目標値③ 市内の事業系ごみ排出量 （事業系のもやせるごみ） 埼玉中部環境保全組合が受け入れている事業系ごみの減量化を評価する指標となっています</p>	<p>平成 27（2015）年度までに 4,000 トンとする 平成 19（2007）年度比約 89%です</p>
<p>目標値④ 市民の 3R に関する意識・行動 アンケート等で評価する指標です</p>	<p>意識；約 90%、行動；約 50%</p>

(3) 目標達成時までの想定

前記の目標値が達成される場合に、経年の目安を想定すると次のようになります。

年度 (平成)	人口 (人)	ごみ総排出量 (家庭系と事業系の和)		家庭系ごみ総排出量		事業系ごみ (もやせる) 全体 (トン)
		全体 (トン)	市民1人1日あたり (グラム)	全体 (トン)	市民1人1日あたり (グラム)	
19	70,702	22,585	875	18,069	700	4,516
20	71,000	22,465	867	18,014	695	4,452
21	71,000	22,255	859	17,868	689	4,387
22	71,000	22,044	851	17,721	684	4,323
23	71,000	21,833	843	17,575	678	4,258
24	71,000	21,623	834	17,429	673	4,194
25	71,000	21,412	826	17,283	667	4,129
26	71,000	21,202	818	17,137	661	4,065
27	71,000	20,991	810	16,991	656	4,000
		目標値①				目標値③

年度 (平成)	人口 (人)	家庭系の非資源化物 (もやせる・もやせない・非資源化粗大)		家庭系の資源化物		家庭系 ごみ中の 資源化物 の割合
		全体 (トン)	市民1人1日あたり (グラム)	全体 (トン)	市民1人1日あたり (グラム)	
19	70,702	13,392	519	4,677	181	25.9%
20	71,000	13,290	513	4,724	182	26.2%
21	71,000	13,131	507	4,736	183	26.5%
22	71,000	12,973	501	4,749	183	26.8%
23	71,000	12,814	494	4,761	184	27.1%
24	71,000	12,656	488	4,774	184	27.4%
25	71,000	12,497	482	4,786	185	27.7%
26	71,000	12,339	476	4,799	185	28.0%
27	71,000	12,180	470	4,811	186	28.3%
		目標値②				

参考

	国の目標値 平成 27(2015)年度	埼玉県の目標値 平成 22(2010)年度	北本市の目標値 平成 27(2015)年度
1人1日当たりの ごみ総排出量	平成 12(2000)年度比 約 10%減 約 1066.5g	平成 15(2003)年度比 約 4%減 約 975g	平成 19(2007)年度比 約 8%減 810g
1人1日当たりの 資源化物を除く 家庭系ごみ排出量	平成 12(2000)年度比 約 20%減 約 594g	—	平成 19(2007)年度比 約 10%減 470g
事業系ごみ排出量	平成 12(2000)年度比 約 20%減	—	平成 19(2007)年度比 約 11%減 4000トン

※実績値及びトレンド推計値については、1節6；ごみ量を参照してください。

3 節 ごみ処理の課題と施策

1 ごみの適正な処理

(1) 課題

廃棄物処理法の定めるところにより、市は一般廃棄物を適正に処理する責務を担っています。現状の収集処理はおおむね安定しており、この面での大きな問題は生じていません。集積所の管理や整備、収集や受付の方法など収集サービスの面については、市民の声を聞きながら、一層の改善に努めることが求められます。

近年に目が向けられるようになってきた衛生面の問題として、家庭で使用された注射器や点滴セットなどの処理があります。背景には在宅医療の増加があり、これらの医療廃棄物からの感染症が危惧されていますが、今は排出者の自主性と、薬局や医療機関での処理に頼る状況が続いています。国は地方自治体に対して対応を求めています。

ごみ出しの方法、集積所の利用方法、ポイ捨てや不法投棄をしないとといった市民・事業者が守るべき事柄については、引き続き啓発・指導に取り組んでいかななくてはなりません。

市は、埼玉中部環境保全組合を構成する一員として、組合運営の責務を果たす必要があります。

ごみ処理広域化と広域リサイクルプラザ整備については、「第2次埼玉県ごみ処理広域化計画（平成20年3月）」の方針に合わせて、同じ広域ブロックに属する他市町と連携し、ブロック内広域化、施設の集約化を進めていく必要があります。

(2) 施策

【ごみ処理事業の推進】

- ◆ 現行を引き継ぎ、ごみ処理事業の円滑な推進を図ります
- ◆ 集積所の配置や設備、収集頻度などについて、業務効率と市民サービスの両立を目指して、継続的に検討・改善を図ります

【在宅医療廃棄物への対応】

- ◆ 在宅医療廃棄物に関する情報提供に取り組むとともに、薬局や医療機関と協力しながら安全な処理の確立を図ります

【ごみ処理に関する啓発・指導】

- ◆ ごみ出しの決まり、分別方法、集積所の使い方などごみ出しで守るべきことについて、市民への周知徹底を図ります
- ◆ 事業系ごみについて、組合圏域外からの持ち込みの排除、集積所への排出の禁止の徹底を図ります
- ◆ 適正処理困難物に関する情報提供を行います
- ◆ 不法投棄の防止に向けて、啓発・指導と、住民支援に取り組みます

【広域連携】

- ◆ 埼玉中部環境保全組合の適正な運営と、同組合における適切な中間処理および、資源化や最終処分の委託を図ります
- ◆ 県や関係市町と歩調を合わせて、ごみ処理広域化と新たな施設整備計画の策定に取り組みます

2 ごみの発生抑制（リデュース）と再利用（リユース）

(1) 課題

ごみの減量化は、生活環境や自然環境の保全、ごみ処理費用の軽減、違法行為・迷惑行為の防止などの面で、昭和の時代から続いている地域の課題です。

本市のごみ排出量は県内や全国と比べて少ない水準にあり、長年のごみ減量化の取組が成果を上げてきたといえます。しかしながら、大量消費・大量廃棄は日本の社会問題であること、リサイクルや最終処分を市外あるいは県外に頼っていること、広域化といっしょに進められる新たな施設の整備にはまだ時間がかかることを踏まえれば、今後のごみの発生抑制（リデュース）と再利用（リユース）に取り組んでいく必要があるといえます。

先に掲げた目標値の実現に向けて、各主体が自らの行動を改善し、また取組の連携を強めていくことが求められます。

(2) 施策

【容器包装類への対応】

- ◆ 買い物袋の持参普及やレジ袋など容器包装の削減、店頭回収の拡大などに向けて、市民や事業者の協力を求め、有効な対策を検討、実施していきます

【生ごみへの対応】

- ◆ 生ごみの自家処理と生ごみから作られた堆肥の利用を支援し、普及拡大を図ります（家庭用生ごみ処理機設置費用の助成と利用面の情報提供、生ごみ処理機の小学校での導入・運用、市民農園での堆肥利用の支援、情報収集など）

【事業系ごみへの対応】

- ◆ 事業系ごみの削減のため、事業者に向けた情報発信や働きかけ、現状把握への協力要請などを継続的に行っていきます
- ◆ 事業系ごみの処理手数料について、広域的な整合性などの観点から見直しを図ります
- ◆ 市の事務事業におけるごみ減量化を推進します

【3Rに関する啓発】

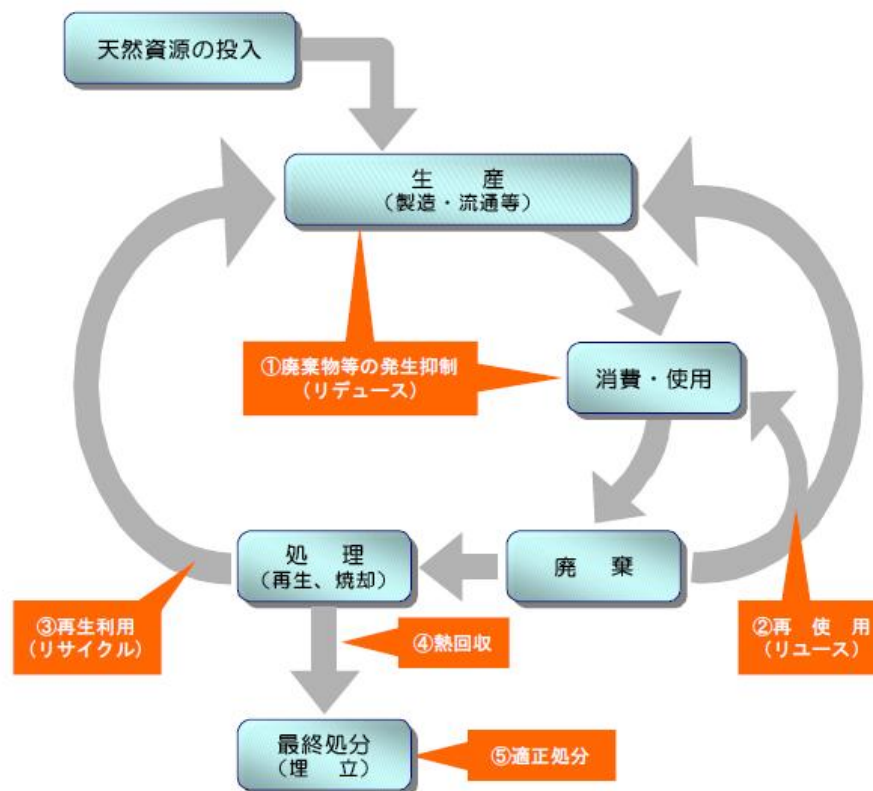
- ◆ 不要品交換や、粗大ごみのリユースを促進します
- ◆ ゼロエミッションに関する調査と情報発信に努めます
- ◆ 3Rの情報発信と、排出抑制の働きかけを継続的に行っていきます
- ◆ ごみ処理費用の公表を通じて、ごみ問題への理解促進を図ります
- ◆ グリーンコンシューマーの拡大を目指して、情報発信と消費者教育の充実に取り組めます
- ◆ 収集の指定袋や受益者負担について、より適切な方法を検討していきます

3 資源化（リサイクル）

(1) 課題

地域でのごみの減量化に加えて、近年に重要性を増してきていることとして、世界的な環境問題や資源問題を背景とした、日本国や世界が目指すべき方向としての循環型社会の構築と、地域循環圏の形成があげられます。循環型社会とは、廃棄物などの発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます（循環型社会形成推進基本法より）。また地域循環圏の形成とは、県や広域市町村圏といった一定の地域の中で、このような循環型社会の仕組みをつくることです。

【循環型社会の姿】



（この図は第6次埼玉県廃棄物処理基本計画から転載したものです）

ごみ処理における資源化は、循環型社会構築に向けた重要かつ現実的な対策のひとつです。中でも容器包装廃棄物の分別回収と資源化は、現時点で最も重視される取組となっています。

ごみ排出から収集・回収および搬入の段階においては、各主体の理解と、分別及び選別の精度が重要です。また、分別収集区分については、国や県の方針とともに、技術や経済の動向、地域の特性、行政の事務事業の役割なども踏まえた、効果的で合理的なものになるよう、検討と改善を続けていく必要があります。

本市の、家庭系ごみ発生量に占める資源化物の割合は、容器包装類の分別収集を始めた平成15年度と16年度には、それ以前の21%台から27%台にまで高まり、その後は少し下降して平成19年度には26%弱となっています。今後は上向き傾向を目指して施策を推進し、また市民は一層の分別に取り組むことが求められます。

事業系のごみに関しては、組合施設への搬入はもやせるごみと粗大ごみに限っており、資源化物に類するものや産業廃棄物などの処理は排出者の責任で行われるため、資源化の状況は不明です。

使用後の再資源化に適した製品づくり、市民や事業者による資源回収、再資源化から生まれた材料や製品の利用などの面で、市民・事業者の自主的な行動を促し、支え、広げていく施策も不可欠といえます。

参考

市の資源化の調査では分別収集と選別作業による資源化物の回収量を用いていますが、県が示している再生利用率は最終処分に至る全過程での再生利用量に基づくもので、事業系ごみの資源化物、焼却処理から出る焼却灰や熔融スラグなども含めていることから、両者を単純に比べることは適切ではありません。

(2) 施策

【分別収集の推進】

- ◆ 現行の9分別収集に始まる資源化の業務を円滑に推進します
- ◆ 第5期分別収集計画に基づいて容器包装類の資源化を推進し、平成23(2011)年4月に同計画を改定します
- ◆ 収集サービスの向上、拠点や店頭での回収の拡大などを通じて家庭での分別の負担を軽減することにより、資源化率と分別精度の向上を図ります

【資源化の支援】

- ◆ 食のごみや緑のごみの資源化の確立を目指して、調査・検討を進めます
(食のごみ；生ごみや廃食用油など、緑のごみ；落ち葉や枝など)
- ◆ 食のごみや緑のごみの資源化と、雑木林や農地の保全活動、市民農園、低公害車などとを結びつけ、効果的な施策や対策について検討・実施を図ります
- ◆ 地域の資源回収やそのルールづくりを支援します

【事業者の循環型社会への対応促進】

- ◆ 製品やサービスにおける資源循環利用への対応に関して、調査と情報提供に努めます
- ◆ 市の事務事業におけるグリーン購入を推進します
- ◆ 3Rと循環型社会に関して、情報収集と市職員の能力向上を図っていきます

【資源化に関する啓発】

- ◆ 市の広報活動や住民組織などを通じて分別収集への市民の協力を求め、資源化率と分別精度の向上を図ります
- ◆ 資源化に関する情報提供、教育教材の提供、見学・体験機会の確保など、市民や事業者の学習活動を支援、促進します

4 災害廃棄物への対応

(1) 課題

大規模な地震や水害に見られるように災害被害が広範囲にわたるような場合には、通常のごみに加えて、壊れた家屋、家財、事務用品、日用品、食材などが短い期間に大量に廃棄され、既存の処理能力を超えてしまう可能性もあります。

また、道路の寸断、避難所の設置、あるいはごみ処理施設への直接被害などにより、通常のごみ処理システムが機能しなくなることも考えられます。

このような緊急の事態に備えて、施設、指揮系統、県や埼玉中部環境保全組合との連携、支援の受入体制などの面で、対策を準備しておく必要があります。

(2) 施策

【市内の備え】

- ◆ 災害廃棄物に対応できる施設の確保を図ります
- ◆ 北本市地域防災計画と連携して、災害時のごみ処理に関する指揮系統、市民への広報系統を整備します

【市外との連携】

- ◆ 県や埼玉中部環境保全組合と共に、災害時の協力体制、役割分担、施設の確保などについて検討し、対応策の充実を図っていきます
- ◆ 国をはじめとした公的な支援や民間ボランティアなどの受入に向けた体制の整備を図ります
- ◆ 埼玉県清掃行政研究協議会による災害廃棄物処理に関する相互支援体制事業に基づき、災害廃棄物処理計画を用意し、仮置場を始めとした県内他市町村との相互支援に備えます

5 連携体制の確立

(1) 課題

ごみ処理を円滑かつ適切に推進し、循環型社会を構築していくためには、市・市民・事業者が連携して取り組んでいくことが不可欠です。

市内のごみ対策に関しては、ごみ減量等推進市民会議が協働の中心となり、行政と住民生活とをつなぐとともに、自立的な活動を続けています。今後も同会議にはより一層の活躍が期待され、市は支援に努めていく必要があります。

市外においては、組合構成市町との連携、県との連携、さらにはごみ処理広域化のブロック内での連携が不可欠です。また処理業者に対しても、適正な業務委託を行いながら、循環型社会への貢献を求めていく必要があります。

(2) 施策

【ごみ減量等推進市民会議との連携】

- ◆ ごみ減量等推進市民会議と市が連携して、市民・事業者への啓発・指導に取り組めます
- ◆ 本計画及び関連実施計画の進捗をごみ減量等推進市民会議とともに検証し、改善を図っていきます
- ◆ ごみ減量等推進市民会議の活動を支援します

【埼玉中部環境保全組合との連携】

- ◆ 埼玉中部環境保全組合の構成員として積極的に運営に関与し、適切な処理システムの構築と運用、市民サービスの充実を図っていきます

【広域連携】

- ◆ 県や国、関係機関との連携を図ります
- ◆ ごみ処理広域化におけるブロック 21 の構成市町との連携を図ります

【処理業者との連携】

- ◆ 委託業務に関する環境対策と適切な業務推進を強く求めていきます
- ◆ 北本市リサイクル事業共同組合に 3R やごみ処理への貢献を求めていきます
- ◆ 委託後の処理に関して情報収集に努めます

第 3 章 生活排水処理基本計画

1 節 生活排水処理の現状と見込み

1 生活排水処理の背景

(1) 生活排水とは

生活排水とは、台所や風呂などから出される生活雑排水と、便所のし尿のことを指し、一般廃棄物として扱われています。公衆衛生の維持と、公共用水域の水質汚濁防止のために、これら生活排水を適正に処理する必要があります。

水質汚濁の発生源には、工場、農地、養魚場、畜産場といった事業場と、生活雑排水を出す住宅やオフィスなどのほか、自然界の現象もあります。その中でも未処理のまま放流される生活雑排水については、汚濁要因の大きな割合を占めることから、全国で処理施設の整備が続けられています。

処理施設には次の表のように様々なものがあり、地方自治体が地域の実状に応じて選択し、普及を進めることとなっています。

表：生活排水処理施設の概要

集合処理	流域下水道		2つ以上の市町村にまたがる下水道の根幹的施設(処理場、幹線管渠等)を都道府県が建設管理するもの	国土交通省所管
	公共下水道	公共下水道(単独および流域関連)	主に住宅密集地に整備するもの、計画人口に制限はない	
		特定環境保全公共下水道	農産漁村や自然保護地域に整備するもの、計画人口は1,000~1,0000人程度、但し1,000人未満には簡易なものを整備できる	
	農業集落排水施設		農業振興地域内に整備するもの、概ね20戸以上かつ1,000人程度の集落が対象となる	農林水産省所管
	漁業集落排水施設		漁港の背後集落に整備するもの	
	林業集落排水施設		中山間要綱に規定する特定市町村等が区域内に整備するもの	
	簡易排水施設		山村振興地域等に整備するもの、計画規模は3~20戸	農林水産省・総務省・環境省所管
小規模集合排水処理施設		市町村が整備する集合処理施設、計画規模は10~20戸		
コミュニティ・プラント(地域し尿処理施設)		市町村が整備する集合処理施設、計画規模は101~30,000人	環境省所管	
個別処理	合併処理浄化槽	浄化槽設置整備事業	下水道認可区域の外において個人が設置する場合に設置費の補助が受けられる	環境省所管
		浄化槽市町村整備推進事業	市が設置整備する	
	個別排水処理施設整備事業	集合処理区域の周辺区域や浄化槽市町村整備推進事業対象地域等に整備する	総務省所管	

(2) 県の方針

県は県内の市町村と協力して、平成14(2002)年度から平成22(2010)年度までを見通した「埼玉県生活排水処理基本構想」を示し、それを広域的な指針として生活排水処理施設の整備を進めることを求めています。平成22(2010)年度までの整備目標として県民の88%、全ての整備(全体計画)が完了する最終段階では県民の100%が生活排水処理人口となることが示されています。計画されている北本市の処理人口の構成比は次の表の通りです。

表：埼玉県生活排水処理基本構想における北本市の処理人口の構成比率

整備手法			平成14年度 現況	平成22年度 目標	全体計画
集合処理	公共下水道	荒川左岸北部 流域下水道	72.0%	77.8%	100%
個別処理	合併処理浄化槽		9.3%	13.4%	0%
非処理	単独処理浄化槽、し尿処理(汲み取り)		18.7%	8.8%	0%

(3) 本市の河川及び農業用排水路の水質

本市には、大河川の荒川のほか、中小河川である江川、赤堀川、旧谷田川と、それらにつながるいくつもの農業用排水路が流れています。これらのうちの荒川のみ、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい水質上の基準：環境基準」の類型指定が行われています。

荒川については、市が高尾橋付近で水質測定を行ってきた結果、環境基準が毎年達成されています。県の測定地点は市内にはありません。

農業用排水路については、谷田用水路2箇所、梅沢水路1箇所、勝林水路3箇所、桜堤水門1箇所、計7箇所で市が水質測定を行っています。概してBOD(生物化学的酸素要求量)が高い状況がうかがえますが、年ごとの値のばらつきが大きく、経年の傾向は明確ではありません。

地下水については、県、市ともに市内で測定を行っていません。

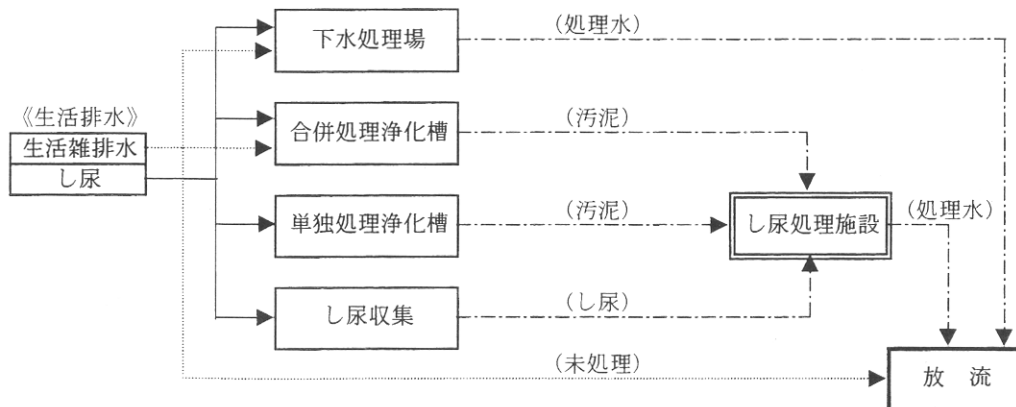
(4) 本市の生活排水処理の形態

本市の生活排水処理は次の形で行われています。

表：生活排水処理の主体

処理施設	対象となる生活排水	処理主体
公共下水道 (荒川左岸北部流域下水道、元荒川水循環センター；終末処理)	し尿・生活雑排水・工場排水	埼玉県、埼玉県下水道公社
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽 (平成13年度より原則禁止)	し尿	個人等
し尿処理施設 (クリーンセンターあさひ)	し尿・浄化槽汚泥	北本地区衛生組合 (北本市、鴻巣市、菫蒲町、吉見町)

図：生活排水処理の流れ



し尿の収集・運搬については、全て業者に委託しています。平成19(2007)年度で委託業者は5社となっています。

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽汚泥の収集・運搬については許可業者が実施しています。平成19(2007)年度で許可業者は5社となっています。

参考：浄化槽について

現在は単独処理浄化槽は新たな設置が禁止されていることから、単に浄化槽という場合は、合併処理浄化槽のことを指します。

2 生活排水処理施設の整備状況

(1) 集合処理施設

本市は全域が荒川左岸北部流域下水道の計画区域とされ、処理区は1つで、全ての住民が計画人口の対象です。下水道認可区域は市街化区域全域です。また、本市の集合処理施設は同下水道のみです。

平成19(2007)年3月末における下水道の状況は次の表の通りです。

表：下水道の状況 平成19(2007)年3月末現在

市域面積	1,984.0ha
市街化区域面積	683.0ha
行政人口	71,597人
下水道計画区域面積	1,810.0ha
下水道認可区域面積	681.3ha
下水道処理区域面積	579.1ha
下水道処理区域内人口	51,263人
整備率	84.8%
人口普及率	72.6%

(2) 個別処理施設

本市に設置されている個別処理施設は、下水道認可区域の外において個人が設置する合併処理浄化槽のみです。市は浄化槽設置整備事業により設置補助を実施しています。

(3) し尿及び汚泥の処理施設

し尿・浄化槽汚泥は北本地区衛生組合が共同処理し、同組合(クリーンセンターあさひ)では焼却処理および余剰汚泥の一部資源化を実施しています。焼却灰の最終処分(埋立)は埼玉環境整備センターにおいて行われています。処理水の一部活用も行っています。

県の下水処理の過程で発生する汚泥については、焼却処理の後、焼却灰を全てセメント原料などに資源化しています。

3 下水道の計画

本計画策定の平成20（2008）年において、市街化区域の線引きの見直しと、下水道整備計画の見直しが進められています。その中で、下水道整備の方針や計画人口が新たに定められ、それらに応じて浄化槽の設置方針についても新たに検討することとなります。

4 し尿・浄化槽汚泥の処理

し尿・浄化槽汚泥の処理の状況は次の表の通りです。

表：し尿処理人口の状況（各年度末現在） 単位：人

平成年度	くみ取り収集人口	浄化槽収集人口 (合併処理及び単独)
10	1,127	20,486
11	937	19,292
12	743	17,289
13	502	17,701
14	454	20,214
15	544	19,676
16	557	19,487
17	542	18,001
18	501	17,398
19	419	17,067

表：し尿処理量の状況（各年度末現在） 単位：キロリットル

平成年度	収集量計 (くみ取り及び浄化槽)	くみ取り収集量	浄化槽収集量 (合併処理及び単独)
10	7,126	2,055	5,071
11	6,233	1,603	4,630
12	6,085	1,481	4,604
13	6,006	1,187	4,819
14	5,613	920	4,694
15	5,997	968	5,030
16	5,503	863	4,640
17	5,120	735	4,385
18	5,077	730	4,347
19	5,113	724	4,389

2 節 生活排水処理の基本方針と目標

1 基本方針

本計画の基本理念のもと、公衆衛生の確保と水質汚濁の防止を図るため、生活排水の処理施設を計画的に整備していきます。その際の基本方針を次のように定めます。

(1) 集合処理に関する基本方針

- コスト縮減を図り、事業を効率的に推進します
- 計画的・効率的な施設整備を行います
- 市街化区域を公共下水道認可区域として、公共下水道の整備を図ります
- 公共下水道は荒川左岸北部流域下水道の計画に基づいて整備を図り、元荒川水循環センターで処理し、公共用水域に放流します

(2) 個別処理に関する方針

- 市街化調整区域において公共下水道への接続が困難な地域については、合併処理浄化槽による生活排水処理を行います

(3) 啓発・指導に関する基本方針

- 生活排水処理に関する市民の理解と協力を深めていくため、積極的な普及啓発を行っていきます
- 下水道供用区域における下水道施設の利用促進を図り、完全接続を目指します
- 汲み取り世帯および単独処理浄化槽世帯に対する、合併処理浄化槽設置の促進を図ります
- 浄化槽の適正管理の徹底を図ります

(4) し尿・浄化槽汚泥の処理に関する基本方針

- 現行を引き継ぎ、北本地区衛生組合がし尿・浄化槽汚泥の共同処理を行います
- 北本地区衛生組合を通じて、し尿・浄化槽汚泥の資源化を図ります
- し尿・汚泥の適正な収集・運搬を図るため、許可業者への指導を行います

2 目標

(1) 目標年次

本計画の目標年次は、平成 27（2015）年度とします。

(2) 生活排水処理の目標値

長期的には、生活排水処理施設の人口普及率 100%と、公共下水道処理区域内水洗化率 100%を目指します。

但し、そこに至る過程の短中期目標に関しては、下水道整備の新たな方針が定まった上で、目標を掲げることとします。（本章 1 節の 3；下水道の計画を参照）。

3 節 生活排水処理の課題と施策

1 生活排水処理施設の整備

(1) 課題

本市の公共用水域の水質は、中小河川や農業用排水路の各所で汚濁が見られ、その発生源には生活雑排水が大きな割合を占めています。本市は都市化が進む方向にあることから、生活排水処理の一層の普及が必要といえます。

一方で、少子高齢化と核家族化が進んでいることや、都市化の情勢が長期的には見極めにくいこと、整備費用の面などから、効率的な配置が求められます。

公共下水道については、その効果を最大限に発揮し、効率的な都市としていくためにも、供用区域内の全ての排出者が接続することが重要です。

合併処理浄化槽においては、浄化槽の処理機能を維持していくために、適正な管理を継続することが必要です。

(2) 施策

- ◆ 公共下水道の整備計画に基づき、公共下水道の整備を図ります
- ◆ 市街化調整区域の下水道接続が困難な地域について、合併浄化槽設置補助を行い、設置整備を図ります
- ◆ 人口や都市化の状況により、施設の効率的な配置を継続的に検討し、必要に応じて整備計画の見直しを行います
- ◆ 公共下水道の供用区域内においては市民・事業者に接続を求め、完全水洗化を目指します
- ◆ 浄化槽の保守点検・清掃の実施、法廷検査の受検の徹底について、啓発・指導を行っていきます

2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理

(1) 課題

し尿・浄化槽汚泥の発生量は、全体として減少傾向にあり、収集・運搬が安定的に行われ、収集依頼者に対するサービスが損なわれないことが求められます。

中間処理・最終処分の段階については、循環型社会の形成に向けて、最大限の資源化が行われることが望ましいといえます。

(2) 施策

- ◆ 現行を引き継ぎ、し尿・浄化槽汚泥の適正処理を推進します
- ◆ 搬入量の変動を抑えるため計画的な収集・運搬を図るとともに、収集依頼者へのサービス向上に向けて収集・運搬業者の育成に努めていきます
- ◆ 北本地区衛生組合の運営を通じて、クリーンセンターあさひにおけるし尿・浄化槽汚泥の堆肥化と有効利用を推進していきます

3 排出段階での汚濁防止

(1) 課題

どんな汚れも浄化してくれる理想的で完全な処理システムは存在しません。また、処理施設の完全普及にはまだ多くの時間が必要であることから、排出の段階から汚濁物質の抑制や、処理システムへの負荷の低減に努めていく必要があります。そのためには、排出者一人ひとりになるべく汚れを流さないように、問題を理解し、配慮行動を積み重ねていくことが求められます。

(2) 施策

- ◆ 水質汚濁や生活排水処理について、市民・事業者への周知、啓発を図っていきます
- ◆ 浄化槽の使い方、流してはいけない物などについて、啓発、指導を行っていきます
- ◆ 水切りネットを配布するなど、家庭やオフィスでの配慮行動を支援し、定着化を図っていきます
- ◆ 処理施設や公共用水域の見学、清掃活動など、水環境に関する環境学習活動の充実を図っていきます

參考資料

1 策定経過

(1) 審議

平成 20 年度北本市廃棄物減量等推進審議会により「北本市一般廃棄物処理基本計画（案）」の審議が行われました。

北本市廃棄物減量等推進審議会は、北本市廃棄物減量等推進審議会条例（条例第 26 号）に基づき設置されています。

年・月・日	内容
平成 20・11・11	第 1 回北本市廃棄物減量等推進審議会 ・委嘱状交付 ・正副会長選出 ・諮問事項「北本市一般廃棄物処理基本計画（案）」の説明及び諮問 ・以降の予定について
平成 20・12・18	第 2 回北本市廃棄物減量等推進審議会 ・諮問事項「北本市一般廃棄物処理基本計画（案）」の審議；目標値の設定、広域化及び焼却炉更新等の見通し、事業系ごみ処理手数料、文面訂正等 ・以降の予定について
平成 21・2・10	第 3 回北本市廃棄物減量等推進審議会 ・諮問事項「北本市一般廃棄物処理基本計画（案）」の審議；政策評価、パブリックコメント結果、指定袋及び有料化、容器包装類処理、文面訂正等 ・答申案について ・以降の予定について
平成 21・3・17	第 4 回北本市廃棄物減量等推進審議会 ・諮問事項「北本市一般廃棄物処理基本計画（案）」の答申

(2) 諮問

北市く発第 1015 号
平成 20 年 11 月 11 日

北本市廃棄物減量等推進審議会
会 長 浅野 昭八 様

北本市長 石津 賢治

「北本市一般廃棄物処理基本計画（案）」について（諮問）

このことについて、北本市廃棄物減量等推進審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 添付書類 「北本市一般廃棄物処理基本計画（案）」

(3) 答申

平成 21 年 3 月 17 日

北本市長 石津 賢治 様

北本市廃棄物減量等推進審議会
会 長 浅野 昭八

「北本市一般廃棄物処理基本計画（案）」について（答申）

平成 20 年 11 月 11 日付、北市く発第 1015 号をもって諮問のありましたことについて、別紙のとおり答申いたします。

答 申

はじめに

北本市一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理行政の推進と生活環境の向上を図るための基本計画として「廃棄物循環型社会の構築」を目指し、平成 8（1996）年度からの第 1 次計画に引き続き、平成 13（2001）年度からは第 2 次計画が推進されてきました。しかしながらその間にも、私たちの社会における大量生産、大量消費、大量廃棄が拡大し続け、それらもたらす様々な弊害が一層顕著になっています。

そのような問題に対して、日本を含めた世界の先進国を中心に世界中で循環型社会の構築が急務とされ、国内では廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）の改正に留まらず、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年制定）を始めとした新たな政策がいくつも実施されてきました。加えて人口や生活様式、地方行政の仕組みなど、住民や地域の姿も大きく変わってきていることなどから、社会の変化に対応した新たな基本計画を策定することとなりました。

そこで当市においても、時代に即した施策とすべく見直した計画に基づき行政、市民、事業者が一体となって更なる促進を図る必要があります。

本審議会では「北本市一般廃棄物処理基本計画（案）」についての諮問事項を慎重に検討した結果、審議会委員の理解が得られたのでここに答申します。

なお、健康で文化的な生活を営むうえで必要とされる良好な環境を継承していくとともに、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に関する施策を計画的に推進するための 3 つの重点的取組事項について提言します。

記

1 諮問事項

(1) 北本市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

本審議会において慎重に審議、検討を重ねた結果、別添「北本市一般廃棄物処理基本計画（第 3 次計画）」のとおりです。

2 提言事項

今後の重点的取組として、次のことを提言します。

(1) ごみ処理広域化

ごみ処理施設の集約化及び高度化による、スケールメリットを活かした効率的なごみ処理の実現に取り組む。

(2) 環境対策のコスト削減

環境対策には多大な経費が必要となることから、既存システムの転換を図りつつ、コスト削減に努めていく。

(3) 市・市民・事業者の連携・協力体制の構築

市民、事業者、行政が三位一体となって施策の推進に努める。

ア 市民、事業者、行政は、それぞれ単独では解決できない課題について、意見、要望、提案などを持ち寄り、ごみ発生抑制の推進及び資源循環型社会の構築のために連携し、協力できる体制を構築する必要がある。

イ この連携・協力体制は、その中から生まれた一定の同意事項について、広く市民、事業者に PR を行うとともに、その同意事項の実施及び効果の検証、見直しについて主体的に取り組む必要がある。

2 北本市廃棄物減量等推進審議会

委員名簿

(敬称略、順不同)

役職	氏名	選出区分	
委員	早川 澄雄	1号委員 知識経験者	一般市民
委員	川口 尚文		一般市民
委員	粒田 満春		(株)カスミフードスクエアー深井店
委員	福田 伊津夫		(株)ダイエー北本店
委員	伊藤 正隆		北本リサイクル事業協同組合
副会長	鈴木 義一	2号委員 関係団体の代表者	北本市自治会連合会
会長	浅野 昭八		北本市ごみ減量等推進市民会議
委員	小西 宣子		北本市婦人会
委員	八高 久美子		北本市食生活改善推進員協議会
委員	吉田 勲		あだち野農業協同組合
委員	高橋 伸治		北本市商工会
委員	原 勇	3号委員	埼玉中部環境保全組合
委員	石井 等	行政機関の職員	北本地区衛生組合

北本市廃棄物減量等推進審議会条例

平成 4 年 9 月 21 日

条例第 26 号

注；平成 20 年 3 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき、北本市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等、廃棄物の適正な処理に関する事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験者 6 人以内
- (2) 関係団体の代表者 7 人以内
- (3) 行政機関の職員 2 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民経済部くらし安全課において処理する。

(平 20 条例 1・一部改正)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 34 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 9 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 1 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

3 用語解説

(1) 一般用語

BOD（生物学的酸素要求量）

水中にいる微生物が一定期間内に水中の有機物を分解するために消費する溶存酸素。数値が小さいほど水中の有機物が少なく、水質が良いとされる。75%値とは測定された年間データのうち75%以上のデータ。

3R

次の言葉の頭文字をとった標語。①Reduce；リデュース、ごみ自体を作らない、そして出さないこと。②Reuse；リユース、一度使い終わったものを、洗ったり、修理をしたりすることで、何度も繰り返し使うこと。③Recycle；リサイクル、ごみとなったものを原材料等に再資源化すること。

一般廃棄物

廃棄物処理法の定めで産業廃棄物に該当しない廃棄物。家庭やオフィスのごみが主である。

合併処理浄化槽

し尿とともに、台所や風呂、洗濯などからの排水を合わせて処理する浄化槽。対して、し尿のみを処理するものを単独処理浄化槽と呼ぶ。

環境への負荷

人の活動から発生して環境に影響を与え、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

グリーンコンシューマー

製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいもの、環境への配慮を行っているメーカーや店を優先して選択する消費者のこと。

公共用水域

水質汚濁防止法で定義されている用語であり、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する溝渠、灌漑、用水路その他公共の用に供される水路をいう。なお、下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているものは除外される。

最終処分

焼却や資源化の過程の最後に残った廃棄物を埋め立てて安定的に処分すること。

産業廃棄物

廃棄物処理法による分類で、事業活動にともなって生じる廃棄物のうち、20種類と輸入された廃棄物が産業廃棄物とされるほか、爆発性・毒性・感染性などを有するものが特別管理産業廃棄物に特定されている。

循環型社会

廃棄物などの発生を抑制し、資源やエネルギーの循環的な利用や適正な処分を図ることにより、環境への負荷を低減するシステムを持つ社会。

ゼロエミッション

一産業部門から出る廃棄物を他の部門の再生原料として転換することにより、大気、水等環境への負荷を一切なくすこと。1994年に国際連合大学が「ゼロ・エミッション研究機構」を発足させ、国際共同研究事業として研究が進められている。

ダイオキシン類

ものが燃焼する過程や製品の製造工程で、一定の条件のもとで発生する「非意図的生成物」の1つで、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を「ダイオキシン類」と定義している。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽で、今は新設は認められていない。

中間処理

収集したごみについて資源化や埋立（最終処分）を行う前段階として、焼却、選別、圧縮などを行うこと。

(2) 廃棄物処理や3Rに関わる法令

循環型社会形成推進基本法

廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律。資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことが目的で以下の特徴を持つ。①循環型社会の定義を明らかにした、②廃棄物や生産活動で排出される不要物などのう

ち、売れるか売れないかに関わらず、再び利用できるものを「循環資源」と定義（廃棄物処理法は廃棄物を「売れないもの」と定義している）し、循環資源の再使用やリサイクル推進を定めた、③廃棄物処理やリサイクル推進における「排出者責任」と「拡大生産者責任」を明確にした、④廃棄物処理やリサイクルの優先順位を、発生抑制（ごみを出さない）→再使用（リユース）→再生利用（リサイクル）→熱回収（サーマルリサイクル）→適正処分と定めた。

廃棄物処理法

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」。廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。本法は、廃棄物を「自ら利用したり他人に売ったりできないため不要になったもので、固形状または液状のもの」と定義し、産業廃棄物と一般廃棄物に分類している。廃棄物の処理については、産業廃棄物は排出事業者が処理責任をもち、事業者自らか、または排出事業者の委託を受けた許可業者が処理する。一般廃棄物は市町村が処理の責任をもつ。これまでに数回大きな改正が行われ適正処理やリサイクルの推進が図られている。

容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務付けた法律。消費者は容器包装ごみの分別排出、市町村は分別収集の責任を負い、3者の役割分担により容器包装のリサイクルを促進することが目的。法の対象となる容器包装を使っている食品などのメーカーや容器包装を作っているメーカーには、市町村が回収した容器包装の使用量に応じたリサイクルが義務付けられる。

資源有効利用促進法

資源の有効利用を促進するため、「再生資源利用促進法」を改正し、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めた法律。本法は、リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品、生産工程から出る廃棄物を減らしたりリサイクルすべき業種、リサイクル材料を使用したり部品などを再使用するべき業種などについて、業種や製品を具体的に指定している。

家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」。家庭で不要となった洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ（ブラウン管）について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律で、平成 21（2009）年 4 月 1 日か

らは、衣類乾燥機、薄型テレビ（液晶式、プラズマ式）が新たに対象品目に加わる予定である。対象となる使用済み廃家電の排出者は、廃家電を小売業者に引き渡し、収集・運搬費用とリサイクル費用を支払う。小売業者は、これを引き取り製造業者へ引き渡し、製造業者は、引き取った廃家電を定められた率以上にリサイクル（原料としての利用または熱回収）する。

グリーン購入法

正式名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」。国が物品を購入する際には環境に配慮されたものを購入しなければならないとするものである。たとえば、再生紙のノートや低公害車などである。地方公共団体は国に準ずるものとされ、民間は努力規定となっている。グリーン購入ネットワーク（GPN）が企業、自治体、消費者団体や NGO などで設立され、グリーン購入ガイドラインに基づいて環境負荷配慮商品の選定が行われている。

建設リサイクル法

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」。資源の有効利用や廃棄物の適正処理を推進するため、建設廃棄物（建設工事で出る廃棄物）の分別・リサイクルなどを定めた法律。本法は、一定規模以上の建築物の解体・新築工事を請け負う事業者には、対象となる建設資材（土木建築工事に使われる資材）の分別・リサイクルを義務付けている。工事の発注者や施工者には、工事の時期や工程、建設資材の種類や量などを事前に都道府県知事に届け出ることを義務付けている。

食品リサイクル法

正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」。食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律。

自動車リサイクル法

正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」。使用済み自動車から出る部品などを回収してリサイクルしたり適正に処分することを、自動車メーカーや輸入業者に義務付ける法律。リサイクル・適正処分の対象となるのは、エアコンに使われるフロン、シュレッダーダスト（車体を粉碎した後に残る破砕くず）、エアバッグの3種類。リサイクル費用は新車の購入者が購入時に支払う。

4 将来推計

(1) ごみ発生量の将来予測の方法

①人口の将来予測

政策の整合性を重視し、第四次北本市総合振興計画の計画人口を採用した。

②1人1日あたり（原単位）の家庭系ごみ排出量の将来予測

過去の実績と推計式によるトレンド推計の推計値に基づいて、将来値を予測した。

③事業系ごみ排出量の将来予測

過去の実績と推計式によるトレンド推計の推計値に基づいて、将来値を予測した。

なお事業系ごみは埼玉中部環境衛生センターへ搬入された可燃系のごみを対象としており、その他のルートで処理されたものは含まれない。

④市全体の家庭系ごみ排出量の将来予測

①と②の積を将来予測値とした。

⑤市全体のごみ総排出量の将来予測

③と④の和をごみ排出量の将来予測値とした。

⑥1人1日あたり（原単位）のごみ総排出量の将来予測

⑤を①で割った商を将来予測値とした。

⑦市全体の家庭系ごみ分別項目別排出量の将来予測

④を、直近平成19（2007）年度における各分別項目の割合で按分し、将来予測値とした。

(2) トレンド推計の結果

1人1日あたり（原単位）の家庭系ごみ排出量の推計 前記②

単位： g/人日

	年度 (平成)	x値	実績値	予測式			
				一次式	指数式	べき乗式	対数式
実積	10	98	768.2				
	11	99	768.2				
	12	100	774.4				
	13	101	767.1				
	14	102	778.8				
	15	103	729.3				
	16	104	720.3				
	17	105	720.5				
	18	106	720.9				
19	107	700.1					
				べき乗式を採用			
推計	20	108		686.5	688.0	707.5	686.8
	21	109		674.5	676.9	696.5	675.2
	22	110		662.5	666.1	685.8	663.8
	23	111		650.6	655.3	675.3	652.5
	24	112		638.6	644.8	665.1	641.2
	25	113		626.7	634.5	655.1	630.1
	26	114		614.7	624.3	645.4	619.1
	27	115		602.8	614.2	635.9	608.1
	28	116		590.8	604.4	626.7	597.3
	29	117		578.8	594.6	617.6	586.5
	30	118		566.9	585.1	608.7	575.9
	31	119		554.9	575.7	600.1	565.3
	32	120		543.0	566.4	591.6	554.8
	33	121		531.0	557.3	583.3	544.4
	34	122		519.1	548.4	575.2	534.1
	35	123		507.1	539.6	567.3	523.9
	36	124		495.2	530.9	559.6	513.7
計算式 y(x)				y=a+bx	y=a*exp(bx)	y=a*x ^b	y=a+b*ln(x)

事業系ごみ排出量の推計 前記③

単位： t

	年度 (平成)	x値	実績値	予測式			
				一次式	指数式	べき乗式	対数式
実積	10	98	3,266				
	11	99	3,368				
	12	100	5,363				
	13	101	5,136				
	14	102	5,364				
	15	103	4,510				
	16	104	4,425				
	17	105	4,300				
	18	106	4,192				
19	107	4,516					
				指数式を採用			
推計	20	108		4019.2	4047.0	3356.3	4024.1
	21	109		3867.3	3920.7	3254.8	3876.7
	22	110		3715.3	3798.4	3157.3	3730.7
	23	111		3563.3	3679.8	3063.5	3586.0
	24	112		3411.4	3565.0	2973.3	3442.6
	25	113		3259.4	3453.8	2886.5	3300.5
	26	114		3107.4	3346.0	2803.0	3159.7
	27	115		2955.5	3241.6	2722.6	3020.0
	28	116		2803.5	3140.5	2645.2	2881.6
	29	117		2651.5	3042.5	2570.6	2744.4
	30	118		2499.5	2947.5	2498.8	2608.3
	31	119		2347.6	2855.6	2429.5	2473.4
	32	120		2195.6	2766.5	2362.7	2339.6
	33	121		2043.6	2680.1	2298.3	2206.9
	34	122		1891.7	2596.5	2236.1	2075.3
	35	123		1739.7	2515.5	2176.1	1944.8
	36	124		1587.7	2437.0	2118.2	1815.3
計算式 y(x)				y=a+bx	y=a*exp(bx)	y=a*x ^b	y=a+b*ln(x)

北本市一般廃棄物処理基本計画
(第3次計画)

発行 北本市

平成21(2009)年3月

編集 北本市市民経済部くらし安全課

住所 〒364-8633

埼玉県北本市本町1丁目111番地

電話 048-591-1111(代表)